
第 3 次藤枝市環境基本計画
(案)

令和 3 年 3 月

藤 枝 市

目次

●はじめに	1
●第1章 計画の基本的事項	5
第1節 基本的事項	6
第2節 社会情勢や環境の変化	7
第3節 第2次後期計画の評価	9
●第2章 環境の現状	13
第1節 市の概況	14
第2節 地球環境	16
第3節 資源循環	18
第4節 自然環境	20
第5節 生活環境	24
第6節 環境教育・協働	26
●第3章 計画の目標	29
第1節 基本理念	30
第2節 目指す将来像	30
第3節 基本目標	32
●第4章 目標達成に向けた方針と取組	33
第3次藤枝市環境基本計画の体系図	34
方針1 地球温暖化対策の推進	36
方針2 地球環境を守る暮らしの実現	38
方針3 資源の有効利用	40
方針4 身近な自然環境の保全	42
方針5 快適な生活環境の確保	44
方針6 環境教育の推進	46
方針7 協働の推進	48
●第5章 第2次藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）・ 藤枝市気候変動適応計画	51
第1節 計画の概要	52
第2節 温室効果ガス排出量の現状	54
第3節 将来予測	56
第4節 削減目標	57
第5節 地球温暖化対策の取組（緩和と適応）	60
第6節 適応の取組	61
●第6章 計画の推進と進行管理	65
第1節 計画の推進体制	66
第2節 計画の進行管理	68
●資料編	69

コラム



本文中に関連する情報をコラムとして掲載しています。
「市の鳥」であるウグイスのイラストが目印です。

未来に輝く 持続可能な環境行動都市・ふじえだ

藤枝市では、未来に輝く「環境日本一のまち」を目指しています。
全国にも誇れる本市の取組の一部を紹介します。

市の取組が全国に認められる！ 「低炭素杯 2017」で優良賞を受賞

2016（平成 28）年、全国で取り組む地球温暖化防止活動を表彰する「低炭素杯」で、エントリーした 951 団体の中から、本市の取組「もったいない」を実践する環境行動都市・ふじえだ」が、優良賞を受賞しました。



県内初の認証！

「エコ通勤優良事業所」

市役所職員の通勤手段を車以外の手段に転換する「エコ通勤」の取組が評価され、国土交通省などで構成される公共交通利用推進等マネジメント協議会より、「エコ通勤優良事業所」として県内の自治体では初の認証を受けました。



市役所で「エコアクション 21」の認証を取得 事業者への普及も全力で支援

本市では、事業活動の環境負荷軽減のため、病院及び指定管理者施設を除く全ての市有施設を対象として、環境省の策定した環境マネジメントシステム「エコアクション 21」の認証を取得しました。また、市内の事業者にもエコアクションを普及するため、登録料全額・2 回目以降更新料半額補助など、全国初となる様々な支援を行っています。



市有施設における エネルギー管理の強化

市有施設の設備改修だけでなく、更新済みの機器に対する EnMS 等を活用した運用改善を受ける「エコチューニング」を積極的に推進し、全国的にも注目・評価されています。



持続可能性にも配慮した 環境活動の推進

市有施設への再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入などによる災害への強靭性を高める取組、また、テレワークやリモート会議などによる感染症拡大に考慮した働き方などの導入を推進しています。



全国的にも珍しい 生ごみ資源化事業

2011（平成 23）年度より家庭の燃やすごみの削減と生ごみのリサイクルのために、生ごみの分別収集及び堆肥化を開始しました。2020（令和 2）年 4 月時点で市内の約 18,000 世帯を対象に分別収集を実施しています。

また、現在、浄化センターでは下水汚泥への混入処理も研究しています。



“もったいない” でつくる持続可能なまち

「もったいない」は、古くから日本人が行ってきた環境を大事にする行動です。本市では、「もったいない」をキーワードに持続可能なまちづくりを行っています。

「もったいない都市宣言」と「もったいない運動推進計画」

本市では、2006(平成18)年11月に「藤枝市もったいない運動推進計画」を策定し、2009(平成21)年12月20日には「もったいない都市宣言」を行うなど、「もったいない」を合言葉にしたあらゆる取組を推進しています。



【もったいない都市宣言】

- ★先人の知恵である「もったいない」の精神に学び、無駄のない暮らしを実現します
- ★「もったいない」を合言葉に、ごみを減らし、エネルギーを節約し、低炭素社会の実現を目指します
- ★毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを認識し、地球市民として行動します

飲料の自動販売機の売り上げの一部を環境保全に活用

飲料メーカーと自動販売機設置事業者の協力により、「もったいない運動推進募金自動販売機」を設置しています。この自動販売機の売り上げの一部を「藤枝市もったいない運動推進募金」として募金し、藤枝市の環境保全に協力していただいています。



「もったいない」市民のつどいを毎年開催

毎年開催している「もったいない」市民のつどいでは、小学生のポスターやグリーンカーテンの表彰、高校生によるハワイ研修発表、食品ロスを経験した映画上映などを行っています。



「藤枝もったいない倶楽部」及び環境活動支援制度を創設

「もったいない運動」を市内へ広げていくため、企業やNPO、市民団体、市民の皆さんに登録をしていただき、環境に関する情報提供・情報交換を行う「藤枝もったいない倶楽部」や、環境活動の実施に必要な経費を支援する「藤枝もったいない倶楽部環境活動支援制度」を創設しています。



「わが家の節電“もったいない”キャンペーン」の実施

市民・事業者・行政が一丸となり、「オール藤枝」で地球温暖化対策に取り組むため、「節電アクションキャンペーン」を実施し、地球温暖化防止行動の習慣化、資源節約型のライフスタイル定着に向けて取組を推進しています。



環境行動日本一を目指す人づくり

こどもから大人まで“もったいない”を実践できる人を育てています。
藤枝市独自ともいえる「人づくり」の取組を紹介します。

こどもたちの環境教育・環境学習の実践

小中学校の環境教育のサポートを目的とした講師派遣・学習教材の提供、放課後児童クラブに環境学習への導入を目的とした出前講座を実施しています。



地域の環境保全のプロ

「エコマイスター」の育成

地域の中で環境意識の向上・啓発・指導ができる人材となる市民を育成する「エコマイスター育成事業」を実施しており、2019（令和元）年度までに74人を認定しています。

「My COOL CHOICE in ふじえだ」 キャンペーンの実施

本市は、環境省が行う地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」に賛同しています。そこで、市長による「COOL CHOICE 宣言」を行うとともに、市のウェブサイトでは、市の事業の報告や、市民の皆さんの様々な取組を紹介するプロモーション動画を配信しています。



市が静岡産業大学の 冠講座を開学

静岡産業大学経営学部冠講座において、市職員による環境についての講座を実施しています。

「まち美化里親制度」 への市民参加

市民や事業者などが「里親」となり、公園・道路・河川などを「養子」に見立て、清掃・美化をしていく「まち美化里親制度」を実施しています。2019（令和元）年度までに62団体が参加しています。

事業者向けの 「ふじえだエコチャレンジ」の実施

2018（平成30）年度より市内で経済活動を実施する団体が3ヶ月間、環境にやさしい活動にチャレンジしてポイントを貯める「ふじえだエコチャレンジ」を開始しました。



「ふじえだ環境マイレージ」 のポイント制度

環境にやさしいライフスタイルの定着を目指した「ふじえだ環境マイレージ」を実施しており、ポイントを貯めると、協力店で様々なサービスを受けることができます。



次世代環境リーダーの任命と アメリカ・ハワイ州での研修

毎年、環境論文コンテストで優秀作品に選ばれた高校生を「次世代環境リーダー」に任命し、さらにアメリカのハワイ州で先進的な環境政策について研修を行っています。



2050 年度に向けた取組のはじまり

第 3 次藤枝市環境基本計画は、2050（令和 32）年度に向けた新たな取組のはじまりです。
困難な課題の解決に向け、「オール藤枝」で取り組みます。

市民・事業者・行政の協働により 「藤枝版地域循環共生圏」を形成します

環境省では、各地域の資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」という考え方が提唱されています。本市でも、市民・事業者・行政が協働により脱炭素・循環型・自然共生社会を目指すことにより、「藤枝版地域循環共生圏」を形成していきます。【⇒P.30 参照】



脱炭素社会に向け ゼロカーボンシティを目指します

本市では、脱炭素社会に向けて、2050（令和 32）年度までに温室効果ガス排出実質ゼロに取り組む「ゼロカーボンシティ」の表明を行い、「藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」に基づいた地球温暖化対策を着実に推進していきます。【⇒P.58～59 参照】

SDGs（持続可能な開発目標）の 17 のゴールと連携します

環境基本計画に掲げている取組は、SDGs の 17 のゴールと対応させて推進していくことにより、2030（令和 12）年度に向けて本市の取組を広く発信します。

【⇒P.34～35 参照】



気候変動への適応を進めます

近年の猛暑や集中豪雨などの気候変動に対応するため、農林業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、都市生活などにおける適応策をまとめた「藤枝市地域気候変動適応計画」を策定し、推進していきます。

【⇒P.60～64 参照】



静岡県環境衛生科学研究所と 連携した取組を展開します

環境と保健衛生の科学的・技術的中核機関である静岡県環境衛生科学研究所が 2020（令和 2）年度から藤枝市に移転したことから、今後は同研究所と連携した取組を展開し、本市の環境保全の取組をより一層、科学的・技術的に高めていきます。【⇒P.36、64 参照】

廃プラ・食品ロス対策に取り組みます

本市では、市民・事業者・行政などで組織する官民協働廃プラ・食品ロス対策会議を立ち上げ、河川ごみ対策や環境人材をつくる親子 3R 体験など、廃プラや食品ロス対策を展開していきます。【⇒P.31、40 参照】



（仮称）クリーンセンターを 6R の拠点として活用します

志太広域事務組合では、（仮称）クリーンセンターの整備を進めています。供用後は、地球温暖化抑止や循環型社会の形成に資する施設とするとともに、環境学習や情報発信の場として活用し、地域共生型の施設を目指していきます。【⇒P.40 参照】

第1章

計画の基本的事項

第1節 基本的事項

第2節 社会情勢や環境の変化

第3節 第2次後期計画の評価

第1節 基本的事項

1-1 計画策定の趣旨

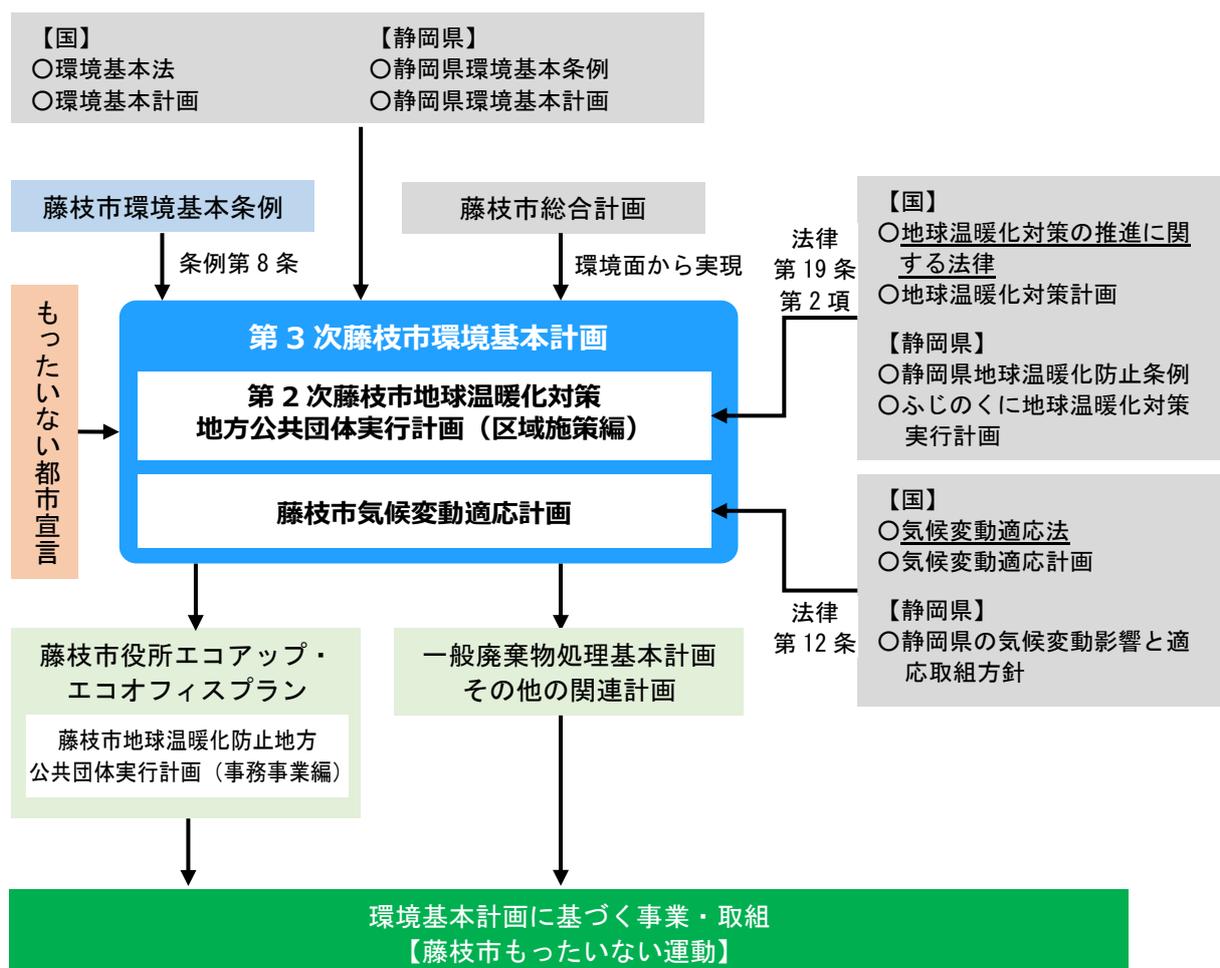
藤枝市では、2015（平成27）年度に「第2次藤枝市環境基本計画（後期計画）」（以下「第2次後期計画」という。）を策定し、「もったいない」を実践する環境行動都市・ふじえだ」を目指す環境像として、環境行動日本一のまちを目指すためのあらゆる施策を展開してきました。

しかし、第2次後期計画の策定以降、SDGs（持続可能な開発目標）やパリ協定、気候変動への適応、プラスチックごみ、食品ロスをはじめ、環境政策を取り巻く状況が大きく変化しています。さらに、人口減少や防災対策などに向けた新たな展開が求められています。

こうした状況に対応し、市民・事業者・行政が協働しながら今ある素晴らしい藤枝の環境を将来に引き継いでいくために、今後10年間の本市の環境像とその実現に向けた取組の方向性を示す「第3次藤枝市環境基本計画」及び「第2次藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」、「藤枝市気候変動適応計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、国や県の「環境基本計画」や市の「総合計画」などの上位計画及びその他関連計画との整合を図りつつ、市民・事業者・行政による環境活動や地球温暖化対策の最上位計画として策定します。



計画の位置づけ

1-3 計画の対象地域・対象範囲

本計画の対象となる地域は、本市の行政区域とします。ただし、広域的な取組が効率的・効果的となる施策については、国及び他の地方公共団体などと協力して推進するよう努めるものとします。

本計画の対象範囲は、本市の環境への影響が考えられる活動全てとします。

1-4 計画の期間

2021（令和3）年度～2030（令和12）年度の10年間とし、5年程度を目途に見直しを行います。

1-5 計画の推進主体

本計画を推進する主体は、市民・事業者・行政など、本市に関係する全てとします。

第2節 社会情勢や環境の変化

2-1 人口減少・超高齢化社会の到来

日本の総人口は2008（平成20）年の1億2,808万人をピークに減少に転じ、2065（令和47）年には約8,808万人にまで減少することが予測されています。一方、高齢化率は2017（平成29）年に過去最高の27.7%となり、さらに2050（令和32）年には4割弱にまで達するなど、これまでにない超高齢社会を迎えると推計されています。

2-2 パリ協定の発効と気候変動への適応

■パリ協定の発効

2015（平成27）年12月に地球温暖化対策の新たな枠組みとして「パリ協定」が採択されました。パリ協定の主なポイントとしては、①産業革命前からの気温上昇を2°C未満にする（1.5°Cに抑えるよう努力する）、②今世紀後半に温室効果ガス排出量を実質ゼロにする、③全ての国が温室効果ガスの排出削減に取り組み、その内容を報告するなどがあります。パリ協定は2016（平成28）年11月4日に発効し、日本も同月の8日に批准しました。

■地球温暖化対策計画・脱炭素社会に向けた長期戦略の閣議決定

国はパリ協定を踏まえた「地球温暖化対策計画」を2016（平成28）年5月に閣議決定し、中期目標「2030（令和12）年までに2013（平成25）年度比26%削減」を掲げました。さらに、温室効果ガス削減の長期戦略として、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を2019（令和元）年6月に閣議決定し、2050（令和32）年までに80%の削減に取り組むことを示しています。

■気候変動適応法の施行と気候変動適応計画の閣議決定

近年の猛暑や台風、集中豪雨による自然災害の多発など、気候変動による影響に適応していくため、2018（平成30）年12月に「気候変動適応法」が施行され、同法第7条に基づく「気候変動適応計画」が同年11月に閣議決定されました。この適応計画の中では、農業、森林・林業、水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活など7つの分野ごとに施策が掲載されています。

また、気候変動適応法の中では、地方公共団体にも地域特性に基づく「地域気候変動適応計画」の策定が規定されています。

2-3 「地域循環共生圏」の実現に向けた取組

■国の「第五次環境基本計画」の閣議決定

2018（平成30）年4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方も活用しながら、イノベーションの創出や経済・社会的課題の「同時解決」を実現することとしています。

また、各地域の資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」という考え方が提唱されました。



地域循環共生圏のイメージ

■プラスチックごみや食品ロスへの対応

国は、近年のマイクロプラスチックをはじめとするプラスチックごみの流出による海洋汚染問題などに対応するため、「プラスチック資源循環戦略」を2019（令和元）年5月に策定しました。同戦略では、2030（令和12）年までに、使い捨てのプラスチック（容器包装等）を25%排出抑制するという目標を掲げています。

また、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスを削減する「食品ロスの削減の推進に関する法律」が2019（令和元）年10月に施行されました。同法では、地方公共団体が国の基本方針を踏まえて削減推進計画を策定・実施することや、企業や消費者の役割を定めています。

2-4 SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組

2015（平成27）年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、世界全体の経済・社会・環境を調和させる統合的取組として作成され、その中に「SDGs（持続可能な開発目標）」として17のゴールと169のターゲットが掲げられました。

SDGsの17のゴールを目指す動きは、地方公共団体や事業者などにも広がりつつあります。



SDGsの17のゴール

第3節 第2次後期計画の評価

3-1 環境指標の達成状況

第2次後期計画では、全部で26の環境指標を設定し、達成に向けて取り組んできた結果、2019（令和元）年度における達成状況は次のとおりです。

【2019（令和元）年度時点における評価】

◎：2020（令和2）年度目標を達成
○：2020（令和2）年度目標値に向け順調に推移
△：2020（令和2）年度目標値への進捗度が低い
×：2020（令和2）年度目標値の達成が困難

■基本目標1 ものが循環するまちづくり

「家庭からの燃やすごみの排出量（1人1日）」「家庭から排出されるごみのリサイクル率」「生ごみの分別収集年間世帯数」「水質汚濁に係る環境基準達成率」は目標値への進捗度が低いため、さらなるごみ減量や生ごみの分別収集エリアの拡大、リサイクル率の向上、排水処理対策の推進を図る必要があります。

【方針1】資源の有効利用 ～循環型社会をつくります～

環境指標	単位	2014年度	2019年度	2020年度	評価
		基準値	現状値	目標値	
家庭からの燃やすごみの排出量（1人1日）	g	418	409	400	△
家庭から排出されるごみのリサイクル率	%	24.9	23.1	30.0	△
生ごみの分別収集年間世帯数	世帯	10,000	15,000	20,000	△

【方針2】水資源の保全と活用 ～適切な水循環を確保します～

環境指標	単位	2014年度	2019年度	2020年度	評価
		基準値	現状値	目標値	
地下水採取量	千m ³	30,290	24,326	30,000	◎
1日当たりの上水道無収・無効水量	m ³	7,224	4,758	6,500	◎
水質汚濁に係る環境基準達成率	%	85.7	71.4	100	△

■基本目標2 地球にやさしいまちづくり

「太陽光発電施設最大出力」「家庭からの二酸化炭素排出量（1人1日）」「環境マネジメント取組事業所数」は目標値への進捗度が低いため、再生可能エネルギーの導入促進や家庭でのエコ活動をさらに普及し、二酸化炭素排出量の削減を図っていく必要があります。また、「市全体における二酸化炭素排出量」「公共施設への再生可能エネルギー設備設置箇所数」「地球にやさしい暮らしを実践している人（エコファミリー宣言世帯）」は、目標値の達成が困難です。公共施設における再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギーの徹底などにより、二酸化炭素排出量の削減を図っていく必要があります。

【方針3】地球温暖化対策の推進 ～エネルギーを有効利用します～

環境指標	単位	2014年度	2019年度	2020年度	評価
		基準値	現状値	目標値	
市全体における二酸化炭素排出量	千t	1,075.9	1,071.4	897.3	×
太陽光発電施設最大出力	kW	31,300	54,600	90,000	△
公共施設への再生可能エネルギー設備設置箇所数	箇所	9	22	32	×

【方針4】地球環境を守る暮らしの実現 ～地球にやさしい暮らしを実現します～

環境指標	単位	2014年度	2019年度	2020年度	評価
		基準値	現状値	目標値	
家庭からの二酸化炭素排出量（1人1日）	g	5,625	5,239	4,900	△
地球にやさしい暮らしを実践している人（エコファミリー宣言世帯）	人	22,446	29,394	37,000	×
環境マネジメント取組事業所数	事業所	70	85	100	△

■基本目標3 自然とともに安心して暮らせるまちづくり

「放置竹林解消面積」「水質汚濁に係る環境基準達成率」は目標値への進捗度が低いため、放置竹林対策、排水処理対策の推進を図る必要があります。また、「年間間伐実施面積」「地域住民による農地等保全活動の取組面積」は、目標値の達成が困難であるため、間伐の推進、農地等保全活動の拡大を図る必要があります。

【方針5】身近な自然環境の保全 ～豊かな自然の恵みを楽しみ、継承します～

環境指標	単位	2014年度	2019年度	2020年度	評価
		基準値	現状値	目標値	
年間間伐実施面積	ha	90.7	54.86	115	×
都市公園面積	ha	114.98	120.6	119.23	◎
放置竹林解消面積	ha	40.01	42.94	50	△
地域住民による農地等保全活動の取組面積	ha	152.7	185.3	280	×
環境保全型農業取組面積	ha	134.0	380.3	344.0	◎

【方針6】快適な生活環境の確保 ～健康で安心な暮らしを守ります～

環境指標	単位	2014年度	2019年度	2020年度	評価
		基準値	現状値	目標値	
水質汚濁に係る環境基準達成率（再掲）	%	85.7	71.4	100	△
大気汚染に係る環境基準達成率	%	100	100	100	◎
汚水処理人口普及率	%	67.8	75.5	73.5	◎
公害苦情件数	件	48	34	40	◎

■基本目標4 みんなで考え行動するまちづくり

「エコマイスター認定者数」「藤枝もったいない倶楽部登録団体数」は目標値への進捗度が低いため、エコマイスターや藤枝もったいない倶楽部のPR及び活用を図っていく必要があります。

【方針7】環境教育の推進 ～藤枝型環境人を育成します～

環境指標	単位	2014年度	2019年度	2020年度	評価
		基準値	現状値	目標値	
環境学習講座の年間参加者数	人	507	2,647	1,000	◎
エコマイスター認定者数	人	19	74	100	△
こどもエコリーダー認定児童数	人	762	1,377	1,200	◎

【方針8】協働の推進 ～環境保全活動の輪を広げます～

環境指標	単位	2014年度	2019年度	2020年度	評価
		基準値	現状値	目標値	
環境保全活動の年間参加者数	人	14,809	15,152	15,400	○
藤枝もったいない倶楽部登録団体数	団体	72	89	100	△
まち美化里親団体数	団体	44	62	63	○

3-2 中学生・市民の満足度による評価

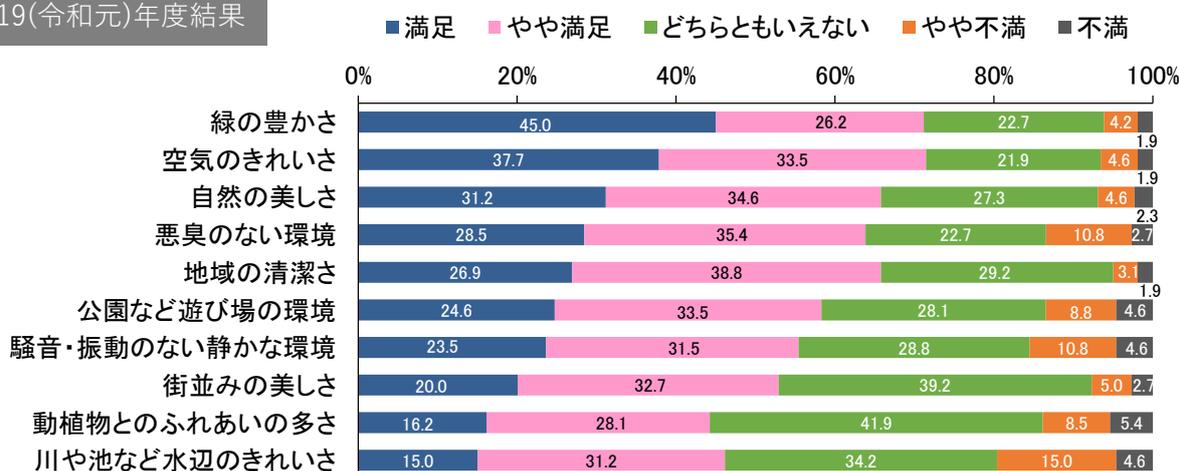
2019（令和元）年度に中学生、市民、事業者を対象とした「第3次藤枝市環境基本計画策定に関するアンケート調査」を実施しました。2015（平成27）年度に実施したアンケート結果との比較も交えて、中学生・市民による環境の満足度の評価をまとめます。

■中学生の満足度

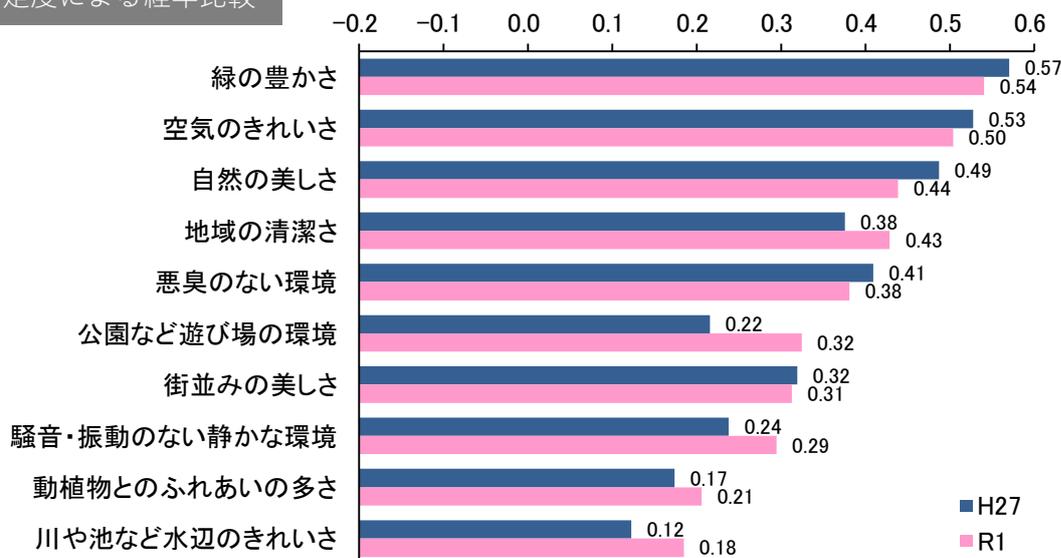
2019（令和元）年度の結果をみると、「緑の豊かさ」「空気のきれいさ」などには満足・やや満足している人が多く、「川や池など水辺のきれいさ」「騒音・振動のない静かな環境」などには不満・やや不満の人が多くなりました。今後は川や池の水質改善や水辺の美化、騒音・振動の防止などが必要と考えられます。

満足度の変化を過去の結果と比較すると、「公園などの遊び場の環境」(+0.11)、「川や池など水辺のきれいさ」(+0.06)などは上昇していますが、これは、都市公園面積の増加、汚水処理人口普及率の増加や「まち美化里親制度」の拡大などが要因の一つと考えられます。一方、「自然の美しさ」(-0.05)は低下していますが、これは竹林の拡大や森林の荒廃などが要因となっていると考えられます。

2019(令和元)年度結果



満足度による経年比較



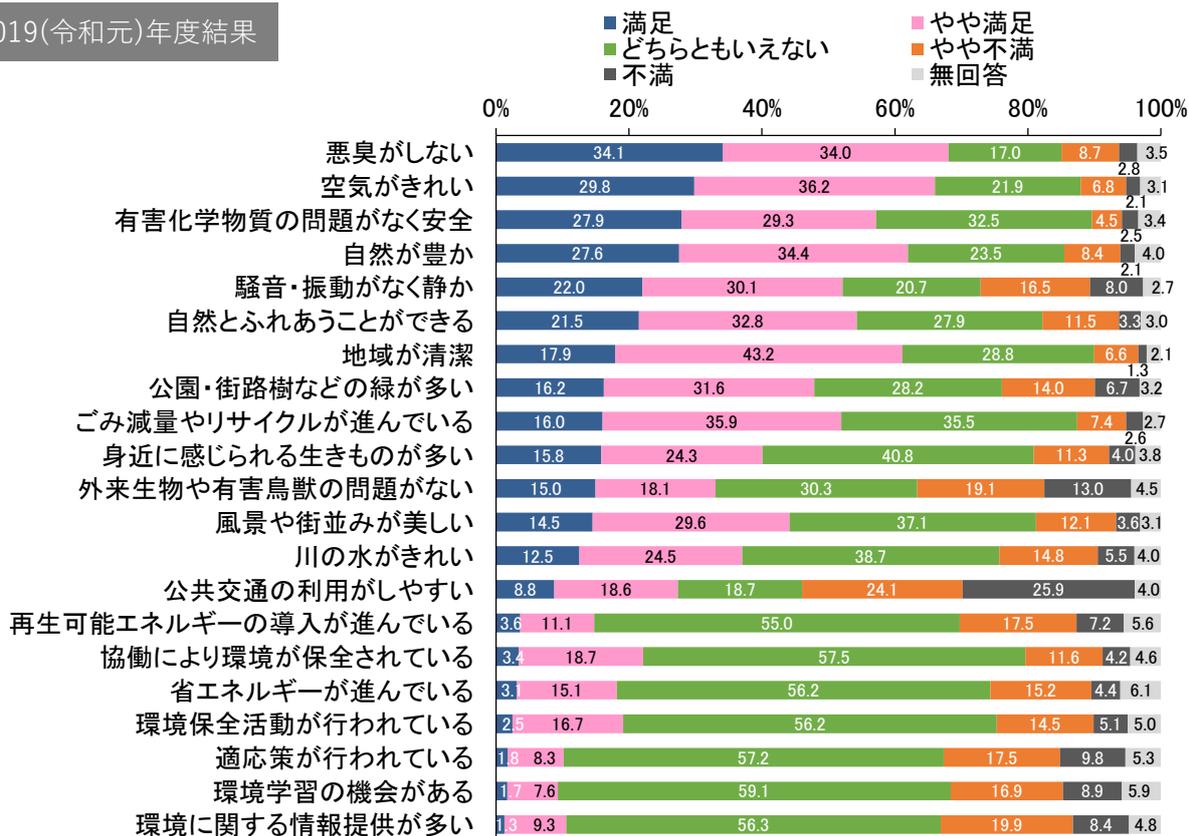
注)「満足」(1点)、「やや満足」(0.5点)、「やや不満」(-0.5点)、「不満」(-1点)により加重平均を算出した。

■市民の満足度

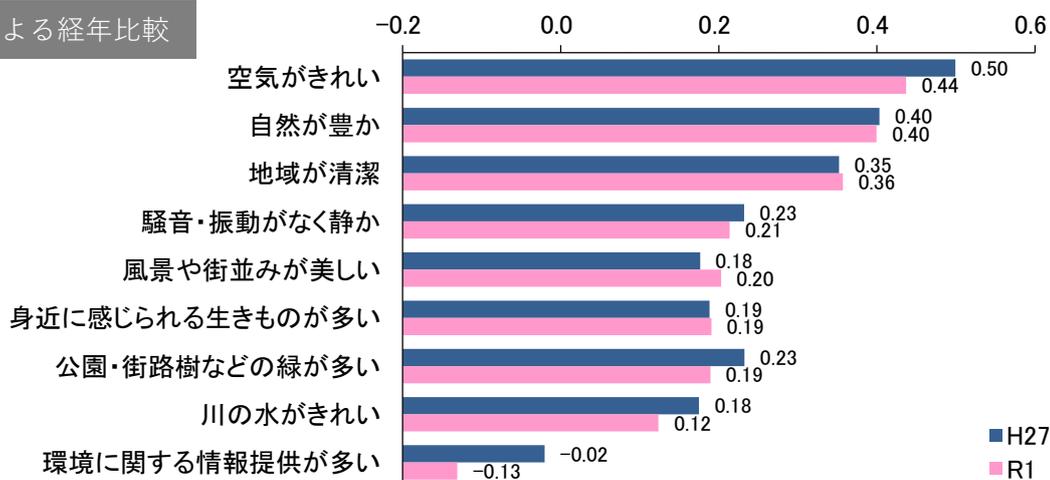
2019（令和元）年度の結果をみると、「悪臭がしない」「空気がきれい」などには満足・やや満足している人が多く、「公共交通の利用がしやすい」「外来生物や有害鳥獣の問題がない」などには不満・やや不満の人が多いたことがわかりました。今後は公共交通機関の利用促進、外来生物・有害鳥獣対策などが必要と考えられます。

満足度の変化を過去の結果と比較すると、「環境に関する情報提供が多い」（-0.11）、「空気がきれい」（-0.06）などは低下しています。これは、市のウェブサイトなどで環境情報の提供を行っているものの、あまり活用されていない可能性があることや、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）の濃度がやや高くなっていることが要因となっていることが考えられます。

2019(令和元)年度結果



満足度による経年比較



注）「満足」（1点）、「やや満足」（0.5点）、「やや不満」（-0.5点）、「不満」（-1点）により加重平均を算出した。

第2章

環境の現状

- 第1節 市の概況
- 第2節 地球環境
- 第3節 資源循環
- 第4節 自然環境
- 第5節 生活環境
- 第6節 環境教育・協働

第1節 市の概況

■位置・地勢 | 静岡県の中部に位置し、交通の要衝となっている

- 本市は、北は南アルプスを望む赤石山系の森林地帯から、南は大井川の一部まで東西16km、南北22kmに広がり、面積は約194km²、豊かな自然に恵まれた、歴史と文化の香りあふれるまちです。
- 東海道五十三次の宿場町「岡部宿」「藤枝宿」として栄え、現在もJR東海道本線、東海道新幹線、国道1号バイパス、東名高速道路、新東名高速道路が東西に走る交通の要衝です。
- 地形は北部が山地・丘陵地、南部が平坦地となっており、高根山や高草山などの山や、大井川、瀬戸川、朝比奈川などの河川があります。



本市の交通・標高・地形図
【資料：国土数値情報】

■人口 | 核家族化と少子高齢化が今後も進む

- 国勢調査によると、本市の総人口は近年、増加傾向にあり、2015（平成27）年は143,605人でした。しかし、平均世帯人員が減少する「核家族化」や高齢人口の増加と年少人口の減少が進む「少子高齢化」が進行しており、2015（平成27）年には高齢化率が27.7%に達しました。

■気象 | 冬が暖かく、雪もほとんど降らない温暖な気候である

- 本市の最寄りの気象観測データ（志太消防本部焼津消防署）によると、2018（平成30）年の年平均気温は17.6°Cで温暖な気候です。年間降水量は1,851mmで、3～6月、9月に多くなっています。

■土地利用 | 市街地が拡大している

- 2017（平成29）年における本市の土地利用の状況は、山林が46.0%と約半分を占めており、次いで畑が14.7%、宅地が10.7%、田が5.9%となっています。1976（昭和51）年と2016（平成28）年の土地利用の変遷をみると、市南部の市街地が拡大していることがわかります。

■産業人口 | 第1次産業の人口が減少している

- 2015（平成27）年における本市の産業別就業者数の割合は、第1次産業が3.6%、第2次産業が33.5%、第3次産業が62.8%となっています。2010（平成22）年と比べて第2次産業及び第3次産業の就業者数が若干増加しましたが、第1次産業は近年、減少傾向が続いています。

■農業 | 経営耕地面積や農家数が減少している

- 2015（平成27）年における本市の経営耕地面積は1,312ha、販売農家数は1,395戸であり、近年、経営耕地面積及び販売農家数ともに減少傾向にあります。

■工業 | 大企業を中心とした製造業の工場が集積している

- 本市の製造業は、交通の利便性や、良質かつ豊富な水資源などの立地を生かし、大企業を中心として医薬品などの化学工業や食料品のほか輸送用機械器具など工場が集積しています。
- 2017（平成29）年の製造品出荷額等は約4,700億円であり、最近はやや増加傾向にあります。

■商業 | ここ数年は商店数や商品販売額が増加している

○ 2016（平成 28）年の年間商品販売額は約 3,556 億円で、商店数、従業者数と同様に 2012（平成 24）年以降は増加傾向にあります。

■観光 | 年間 253 万人が観光に訪れている

○ 「令和元年度静岡県観光交流の動向」によると、2019（令和元）年度に本市を訪れた観光交流客数は約 253 万人でした。

■歴史 | 旧石器時代から人が住み続けている

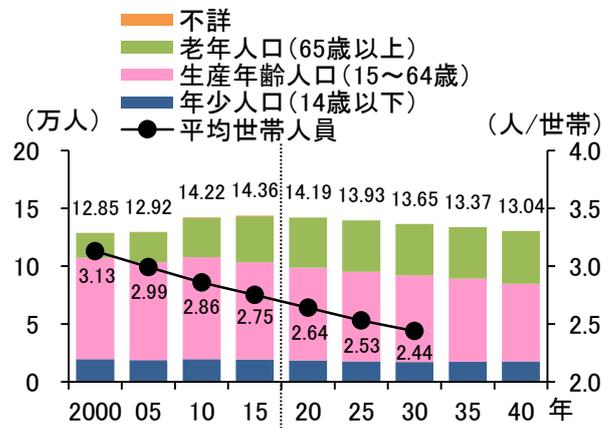
- 藤枝に人が住み始めたのは、今からおよそ1万年以上前の旧石器時代の終わり頃とされています。縄文時代の天ヶ谷遺跡^{あまがやいせき}があり、弥生時代には上藪田などの平地に集落や水田がつけられました。
- 江戸時代になると田中藩が志太平野の村々を治め、また、藤枝は東海道五十三次の宿駅として上り下りの旅人で賑わいました。
- 現在では、藤とサッカーと東海道のまちとして、その名が全国に知られています。

■文化財 | 101 件の指定・登録文化財がある

○ 本市には、2019（令和元）年末時点で 101 件の指定文化財・登録文化財がありますが、このうち、環境分野にも関連する天然記念物と史跡は 30 件です。

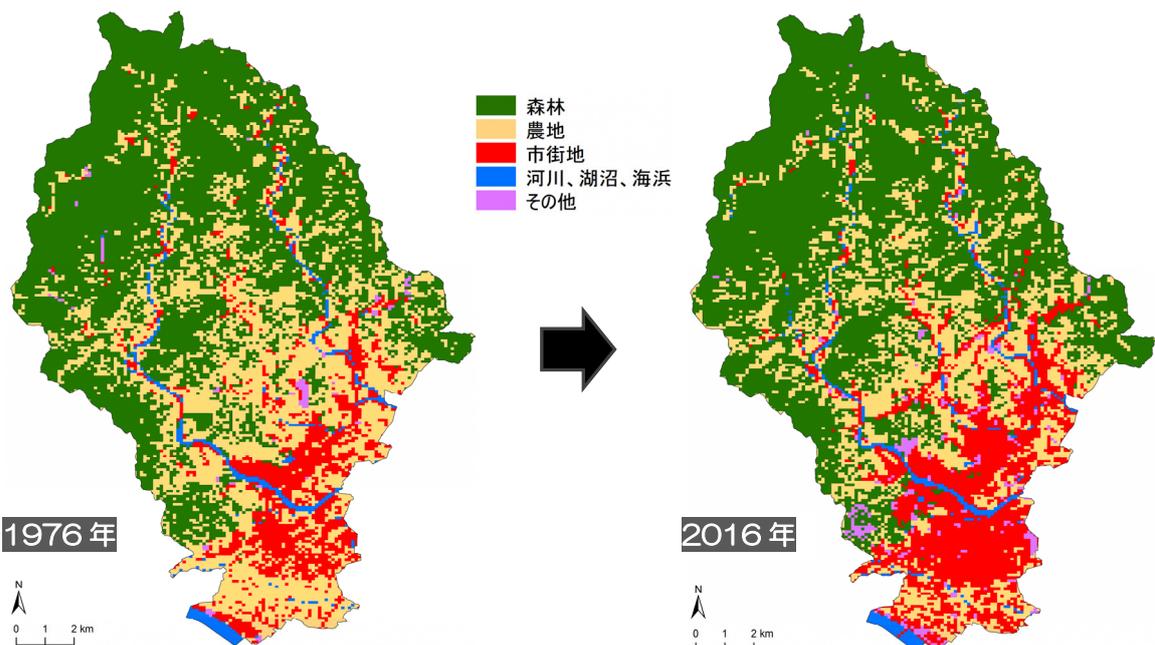
■景観 | 藤枝市景観計画を策定・推進している

○ 本市には、瀬戸川や朝比奈川などの清流や、北部から連なる山並みなどの緑豊かな自然景観、旧東海道の宿場町、本市のシンボルでもある蓮華寺池公園の景観、南部に広がる農地景観など、藤枝らしい特徴ある美しい景観が数多くあります。



年齢別人口の推移と将来人口

【資料：国勢調査、藤枝市人口推計】



土地利用の変遷

【資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ】

第2節 地球環境

■地球温暖化 | 年平均気温が上昇し、21世紀末には現在よりも3～5℃上昇する

- 本市周辺の気象観測地点（静岡、菊川牧之原、川根本町）における年平均気温は、いずれも気温が上昇しています。そのため本市においても気温が上昇傾向にあるものと想定されます。
- 厳しい温暖化対策をとらなかった場合、本市では21世紀末までに気温が3～5℃上昇し、コメの品質劣化や、熱中症搬送者数や熱ストレス超過死者数の増加などの影響が予測されています。

■温室効果ガス | 市域からの温室効果ガス排出量は増加している

- 市域全域から排出された2016（平成28）年度の温室効果ガス排出量は1,030.7千t-CO₂であり、2013（平成25）年度を基準として6.3%増加しています。
- 本市の事務事業から排出された2019（令和元）年度の温室効果ガス排出量は17,599t-CO₂で、2014（平成26）年度比で9.8%減少しました。

■再生可能エネルギー・省エネルギー | 公共施設への導入が進んでいる

- 本市では、公共施設における太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を積極的に行っており、2019（令和元）年度までに22箇所に導入が進んでいます。
- 家庭における再生可能エネルギーや省エネルギー機器の導入に対する補助を行っており、市内に設置された太陽光発電施設最大出力は、2019（令和元）年度で54,600kWとなっています。
- 景観・自然環境・生活環境の保全、地球温暖化対策の推進を目的に「藤枝市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を2019（令和元）年7月1日から施行しています。

■カーボンオフセット | グリーン電力を活用した取組を行っている

- 本市では、2012（平成24）年度から2019（令和元）年度に実施した53件の事業で排出した温室効果ガスについて、21,620kWhのグリーン電力を活用することでカーボンオフセットを行っています。

■市民などへの取組の普及 | 各種キャンペーンを実施している

- 2018（平成30）年度より「My COOL CHOICE inふじえだ」キャンペーンを実施しています。
- 環境にやさしいライフスタイルの定着を目指した「ふじえだ環境マイレージ」を実施しており、ポイントを貯めると、協力店で様々なサービスを受けることができます。
- 「節電アクションキャンペーン」を実施し、地球温暖化防止行動の習慣化、資源節約型のライフスタイル定着に向けて取組を推進しています。
- 「もったいないエコファミリー宣言」は、2019（令和元）年度までに29,394人が参加しました。

■交通手段 | 電気自動車等の割合は増加しているが、公共交通機関の利用は横ばい

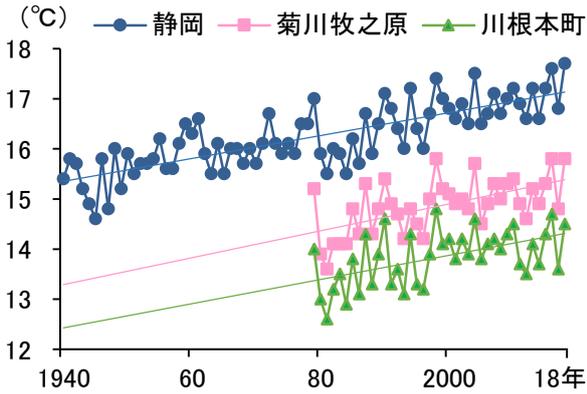
- 本市における電気自動車等（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車）の台数は増加しており、全乗用車に対する割合は、2019（平成31）年4月1日現在で21.2%です。
- 本市の移動手段は自動車への依存度が高く、その割合も年々増加しています。
- 2017（平成29）年度のJR東海藤枝駅の年間乗車人員は414.7万人、バスの年間乗車人員は173.2万人であり、ここ数年は横ばい傾向となっています。

■自動車の使用自粛 | エコ通勤優良事業所の認証やノーカーデーを実施している

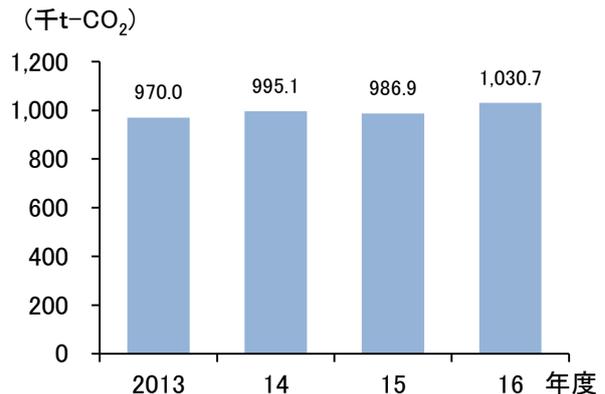
- 市役所職員の通勤手段を車からより環境負荷の少ない電車やバスなどに利用転換する「エコ通勤」の取組が評価され、静岡県内の自治体では初の「エコ通勤優良事業所」として認証を受けました。
- 「中部5市統一ノーカーデー」「藤枝市統一ノーカーデー」などを実施しています。

■ヒートアイランド | 市街地の地表面温度が高くなっている

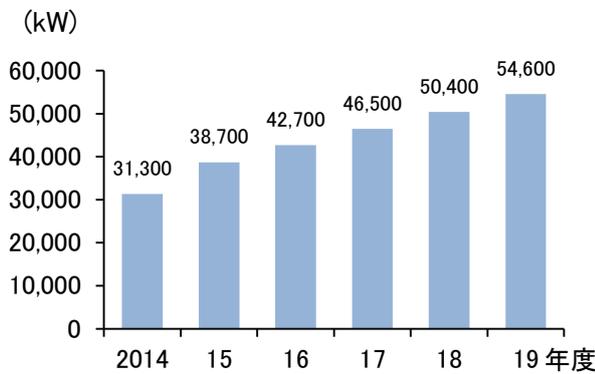
- 本市の地表面温度比の分布について、衛星画像による解析を行った結果、人口の建築物や道路が密集する場所では、地表面が高くなるという現象（ヒートアイランド現象）がみられます。



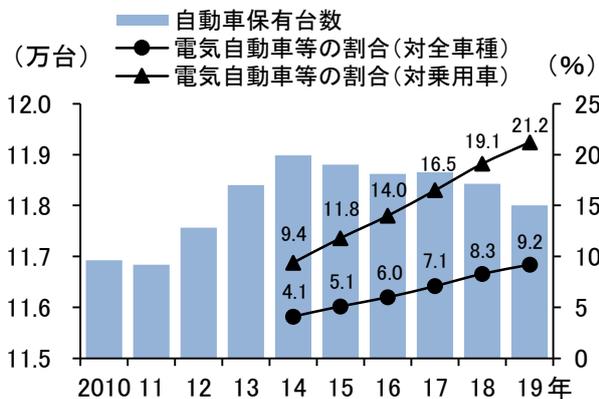
本市周辺の気象観測地点の年平均気温の推移
【資料：気象庁】



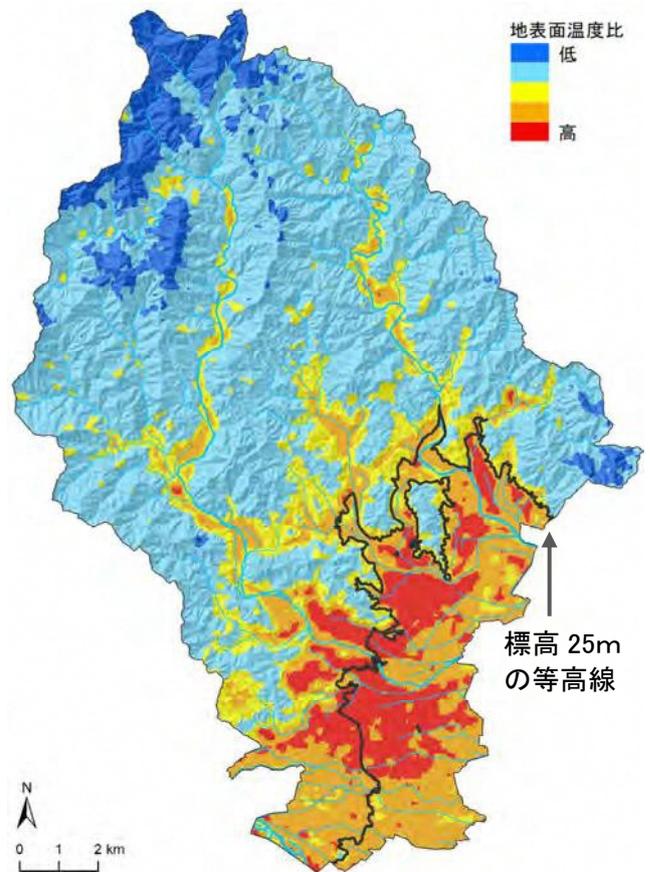
市域全域からの温室効果ガス排出量の推移
【資料：環境政策課】



太陽光発電施設最大出力の推移
【資料：環境政策課】



自動車保有台数と電気自動車等の割合の推移
【資料：静岡県の自動車保有台数】



衛星画像解析による本市の地表面温度画像
(最も高い地表面温度に対する比で色区分)
【資料：LANDSAT8/TIRS (2019年5月20日撮影)】

第3節 資源循環

■ごみ排出量 | ごみ総排出量が減少傾向にある

- 2018（平成30）年度における本市のごみ総排出量は28,648t/年であり、減少傾向にあります。
- 2018（平成30）年度における1人1日当たり排出量は690g/人・日で、全国の918g/人・日、静岡県
の886g/人・日よりも少なく、人口同等規模の地方公共団体では、9番目に少ない量です。
- 2018（平成30）年度における燃やすごみの組成は、紙やプラスチックが3割近くを占めています。

■リサイクル率 | 家庭系ごみのリサイクル率は減少傾向にある

- 2019（令和元）年度に市が収集した家庭から排出されたごみのリサイクル率は23.1%で、前年度より若干減少しており、近年減少傾向にあります。

■生ごみ | 生ごみの分別収集、生ごみの処理機器への補助、食品ロス対策を行っている

- 2020（令和2）年4月時点で一部地域（約18,000世帯）で生ごみの分別収集及び堆肥化を実施しています。
- 生ごみ処理機、直接投入型ディスポーザを購入された方に、補助金を交付しています。
- 食品ロス対策として、県の「ふじのくに食べきりやっただね！キャンペーン」との連携、ポスターなどによる啓発、フードドライブなどに取り組んでいます。

■資源物の収集 | エコステーションの設置、古着・天ぷら廃油の収集を行っている

- 資源・不燃物の拠点収集施設を市内3か所（西益津・大洲・岡部）に設置しています。
- 各地区の交流センターで古着の収集を実施しており、年々増加傾向にあります。
- 天ぷら廃油を分別収集し、民間の資源化業者において飼料・肥料・石けんにリサイクルされています。

■レジ袋削減 | レジ袋を削減するための協定を市内スーパーマーケットと締結している

- 2009（平成21）年10月から、市内6事業所とそれぞれ「レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」を締結しています。

■ごみ処理場 | （仮称）クリーンセンターが稼働予定である

- 本市で収集された一般廃棄物のうち、燃やすごみは高柳清掃工場で焼却処理された後、焼却灰の一部は道路路盤やセメントなどにリサイクルされ、残りは民間の最終処分場で埋立て処分されています。
- 志太広域事務組合では新たなクリーンセンターを整備しており、燃やすごみ処理施設及び資源物処理施設が稼働する予定です。
- 焼却処理で発生する焼却灰のうち、リサイクルされない分を民間の最終処分場で埋立て処分を実施しています。本市における、2018（平成30）年度の最終処分量は2,986t/年です。

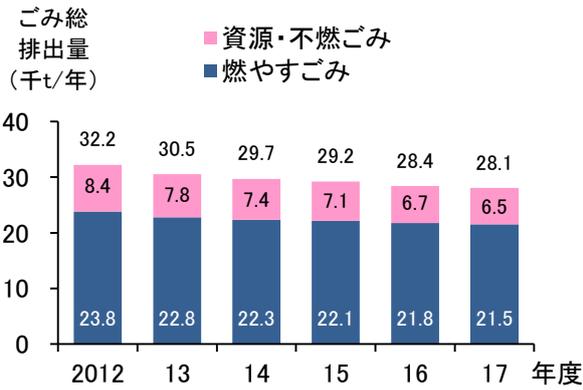
■排水処理 | 下水道の汚水、浄化槽の汚泥などを適正処理している

- 公共下水道からの汚水は、浄化センターで処理後、処理水を瀬戸川に放流しています。
- 農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽などからのし尿及び浄化槽汚泥は、藤枝環境管理センター（志太広域事務組合）で処理後、処理水を大井川に放流しています。

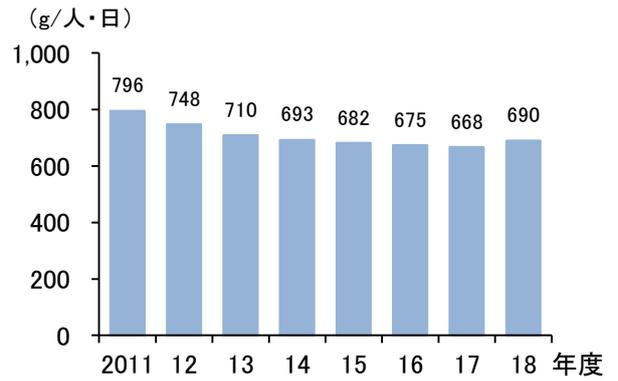
■不法投棄 | 不法投棄や散乱ごみの収集及び監視パトロールを実施している

- 不法投棄の抑制、不法投棄・散乱ごみの収集を目的として、市職員などによる定期的なパトロールを行っているほか、環境衛生自治推進協会委員、環境美化推進員などと連携した不法投棄の監視を随時実施しています。

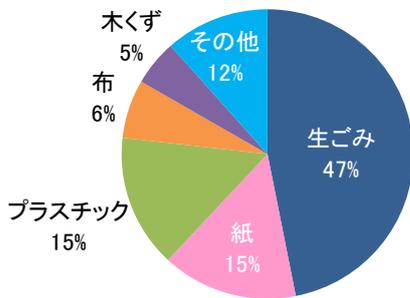
第2章 環境の現状



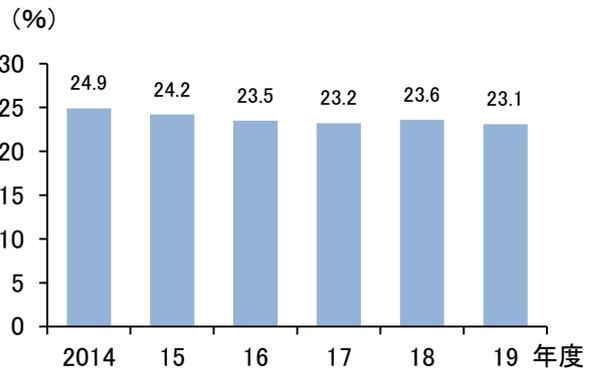
ごみ排出量の推移
【資料：一般廃棄物処理基本計画、
一般廃棄物処理実態調査（環境省）】



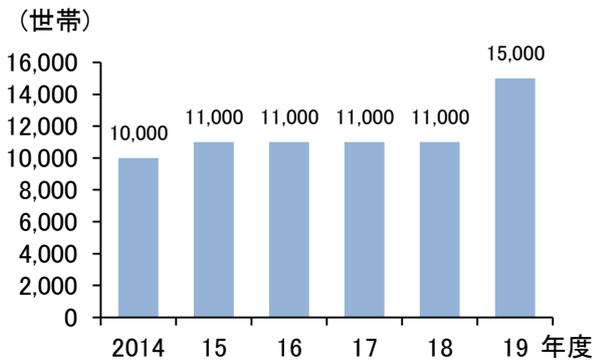
1人1日当たりのごみ排出量の推移
【資料：生活環境課】



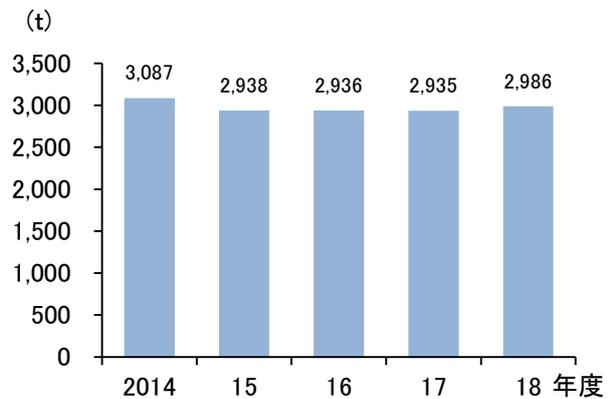
燃やすごみの湿重量組成 (2018年度)
【資料：生活環境課】



リサイクル率の推移
【資料：生活環境課】



生ごみの分別収集年間世帯数の推移
【資料：生活環境課】



最終処分量の推移
【資料：環境衛生事業概要】

第4節 自然環境

■植生 | 植林と二次林が広い面積を占めている

- 本市の山地の大部分は植林（スギやヒノキ）と樹園地（茶畑や果樹園）で占められています。
- 常緑広葉樹林や落葉広葉樹林といった二次林が多く、自然林はあまりみられません。

■森林・竹林・巨樹・巨木林 | 竹林が拡大している

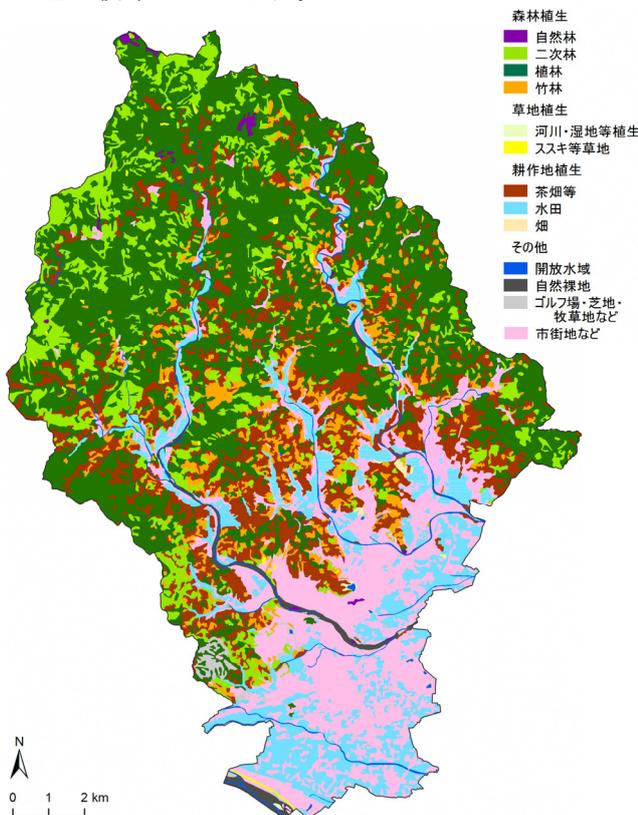
- 本市の総面積の約半分が森林であり、北部から中央部までを占めています。そのうち、人工林面積は2019（令和元）年度時点で5,777haであり、伐採して利用できる林齢の人工林が約60%を占めています。
- 放置竹林が森林や耕作地などへ侵入することにより、竹林面積が拡大しています。そのため、市では放置竹林の対策を実施しており、2019（令和元）年度の放置竹林解消面積は42.94haでした。
- 古木・巨樹・群生地などの生物に関連する天然記念物やその他の古木などは、2019（令和元）年9月30日時点で県・市指定のものが合わせて14件あります。

■農地 | 耕作放棄地の拡大や、イノシシなど野生鳥獣による農業被害が発生している

- 2015（平成27）年農林業センサスにおける本市の耕作放棄地面積は676haであり、近年、増加傾向にあります。
- 本市では、環境負荷の少ない農業に取り組む農業者を支援しており、2019（令和元）年度時点でその取組面積は380.3haとなっています。
- 野生鳥獣による農作物への被害額は、イノシシによるものが全体の8割となっています。

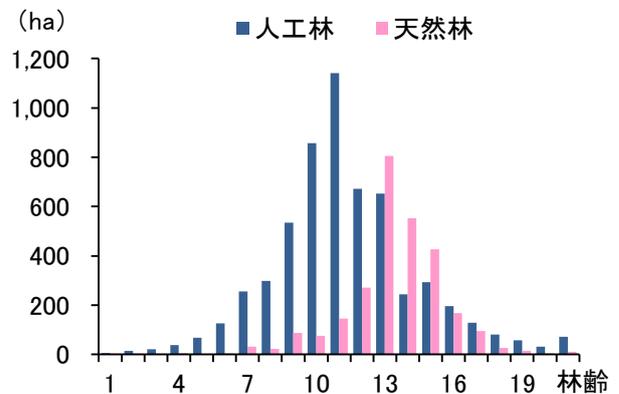
■河川・湧水 | 大井川・瀬戸川・栃山川などの河川、蓮華寺池、湧水などの水辺がある

- 市内には、大井川、瀬戸川、栃山川などが流れているほか、蓮華寺池などのため池、青池や姥が池などの湧水があります。

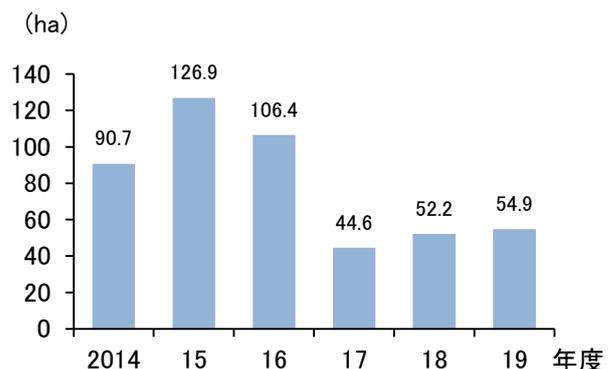


植生図

【資料：自然環境保全基礎調査（環境省）】

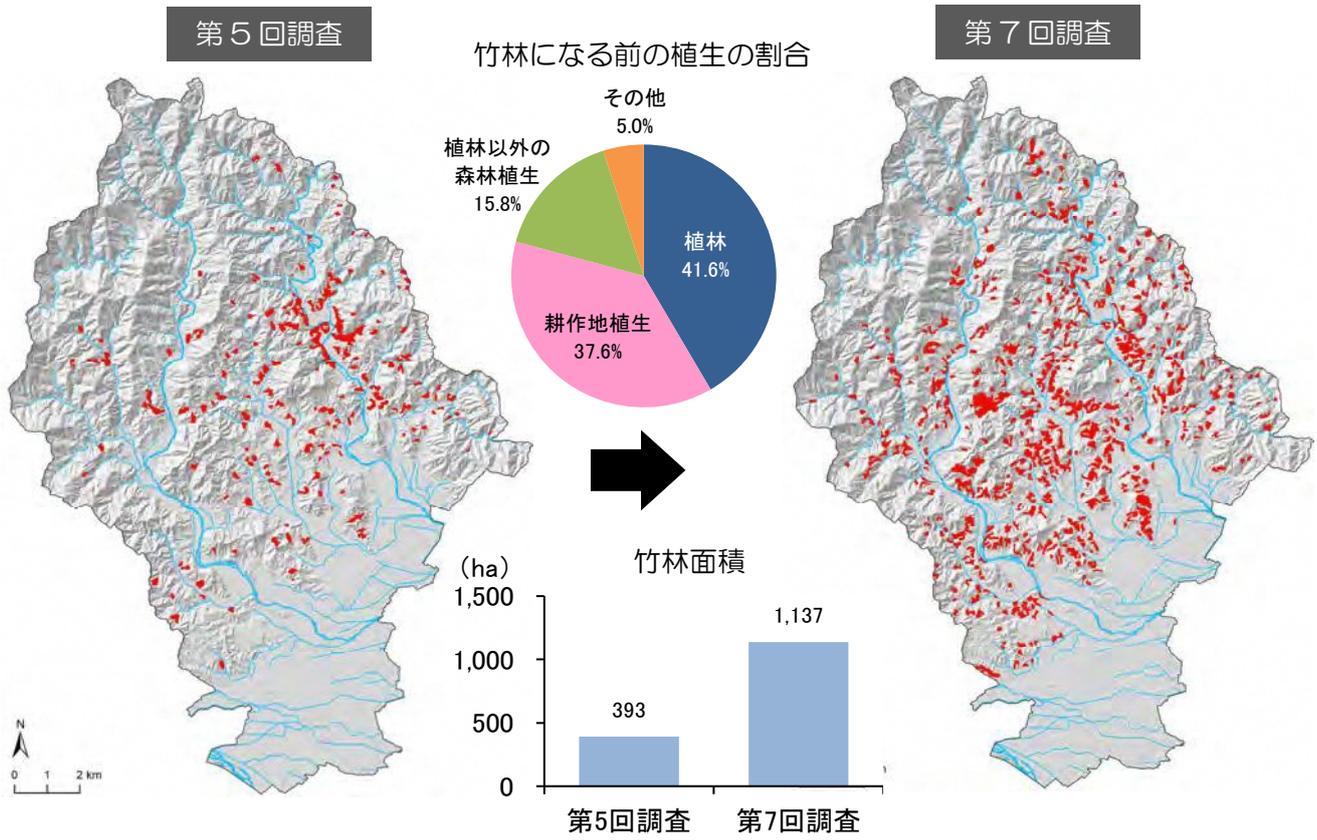


私有林の林齢別面積の分布
【資料：藤枝市森林整備計画（2017年）】

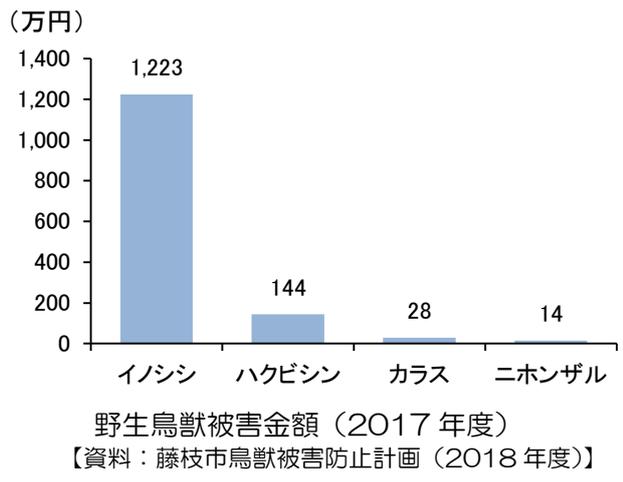
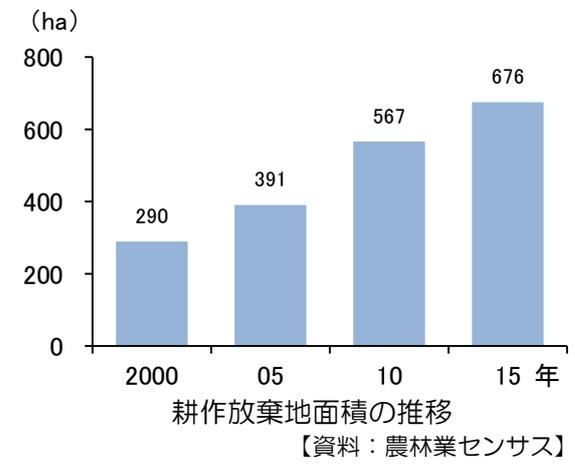
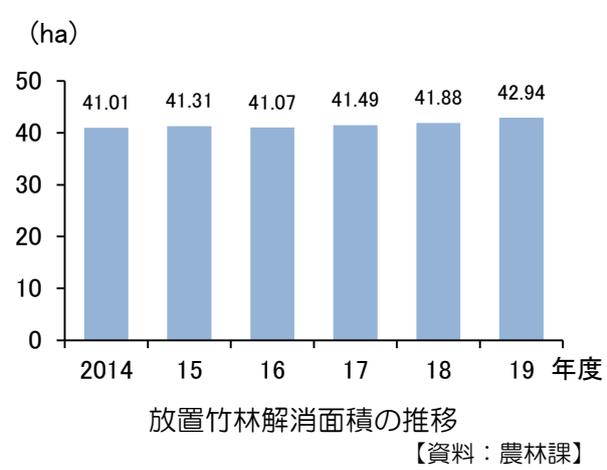


年間間伐実施面積の推移

【資料：農林課】



竹林の変化
 【資料：第5回自然環境保全基礎調査（植生調査）（1994年～1998年）
 第6回・第7回自然環境保全基礎調査（環境省、2000年～2008年）より作成】



■植物 | 暖温帯に分布の中心を持つ植物が多く確認されている

- クスノキ、スダジイなど暖温帯に分布の中心を持つ植物が多く確認されています。
- 本県の中部地域は一部の南方系植物の分布北・東限になっています。県指定の天然記念物の若一王子神社の社寺林では、南方系の植物であるヤマモガシやナナミノキなどをみることができます。
- 暖温帯域が中心の本市にあって、標高 800m を超える高根山（871m）は、標高の高い冷温帯域に分布する植物や植生を観察できる場所として、学術的にも貴重な存在です。

■動物 | 多様な環境に多くの動物が生息している

- 本市の多様な環境には、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類、クモ類など、多くの動物が生息しています。
- 「静岡県版レッドデータブック」に掲載されている重要種では、カワバタモロコ、ミナミメダカなどの絶滅危惧ⅠA類、サンショウクイ、ホトケドジョウなどの絶滅危惧ⅠB類、クマタカ、タマシギ、クロシジミなどの絶滅危惧Ⅱ類、オオタカ、トノサマガエルなどの準絶滅危惧が確認されています。
- カワバタモロコは、県の「指定希少野生動植物」に指定されており、捕獲が禁止されています。

■絶滅のおそれのある動植物 | 174 種が確認されている

- 本市では、絶滅のおそれのある動植物として合計 174 種（植物 92 種、哺乳類 4 種、鳥類 22 種、爬虫類 6 種、両生類 9 種、魚類 13 種、昆虫類 18 種、貝類 6 種、クモ類 4 種）が確認されています。

■外来種 | 特定外来生物が 14 種確認されている

- 本市ではこれまでに、ナルトサワギク、オオキンケイギク、ウシガエル、オオクチバスなど 14 種の特定外来生物が確認されています。また、ミシシippアカミミガメ、タイリクバラタナゴ、スクミリンゴガイなどの「生態系被害防止外来種」もみられます。

■重要生息・生育地 | 藪田川とその周辺などの重要生息・生育地がある

- 本市には、巨樹・巨木林等、特定植物群落、鳥獣保護区など、野生生物の重要生息・生育地があります。また、静岡県が選定している「今守りたい大切な自然」として、本市の「藪田川とその周辺」（湿地と里地里山の環境）が選定されています。

■動物愛護 | 犬やねこを飼うときのマナー徹底を呼びかけている

- 市ではウェブサイトや広報紙などへの掲載などにより、ふん尿の始末徹底や室内飼いの推奨など、ペット飼い主へのマナー啓発を行っているほか、犬やねこの登録についての啓発を行っています。
- 飼いねことして登録したねこについて、不妊・去勢手術費用の一部を補助しています。

■人と自然とのふれあい | 自然とのふれあいの場が市内に広く分布している

- 自然観察・ハイキングや水辺・湧水での水とのふれあい、桜や紅葉など植物観賞できるような人と自然とのふれあいの場が数多く分布しており、「ふじえだハイキングコースガイド」や市の観光パンフレットなどで紹介しています。

第2章 環境の現状



絶滅危惧ⅠA類
ミナミメダカ



絶滅危惧ⅠB類
サンショウクイ



絶滅危惧Ⅱ類
ガガブタ



絶滅危惧Ⅱ類
キキョウ

市内で確認されている絶滅のおそれのある動植物



ナルトサワギク



オオキンケイギク



ウシガエル



オオクチバス

市内で確認されている特定外来生物



重要生息・生育地

【資料：自然環境保全基礎調査（環境省）、国土数値情報、静岡県鳥獣保護区等位置図（2019年）、まもりたい静岡県の野生生物-静岡県版レッドデータブック（静岡県、2004年）】

第5節 生活環境

■公害 | 公害苦情は減少している

- 2019（令和元）年度の公害苦情件数は34件で、増減はあるものの近年減少傾向にあります。10年間における公害苦情の割合は、大気汚染（38.7%）、騒音・振動（26.3%）が多くを占めています。
- 市では現在、30の事業所と公害防止協定を締結しています。

■大気汚染 | 光化学オキシダント以外は環境基準を達成している

- 市内には大気汚染の常時観測地点として高柳の一般環境大気測定局、郡の自動車排出ガス測定局があり、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）、光化学オキシダントなどの測定を行っています。光化学オキシダント以外の物質については、過去10年間で全ての地点で環境基準を達成しています。

■悪臭 | 臭気指数により規制している

- 本市では、2011（平成23）年から「物質濃度規制」から人の感覚を用いて全ての臭いを判定する「臭気指数規制」に変更し、市内全域で臭気指数15と定めています。

■騒音・振動 | おおむね環境基準・基準値を達成している

- 本市では、市内の幹線交通を担う道路を対象に5年間で一回りするように自動車騒音の面的評価を実施しています。2015（平成27）～2019（令和元）年度における自動車騒音の評価結果では、県道藤枝大井川線、県道堀之内青島線、県道島田岡部線の一部を除き、99.8%の地点で環境基準を達成しています。

■水質汚濁 | 環境基準達成率は約7割に留まっている

- 水質汚濁に係る環境基準達成率は71.4%であり、ここ2年間は低下しています。
- 2019（令和元）年度における、類型指定がされている河川のBODの値は、瀬戸川下流（市境）、小石川下流（市境）を除き、環境基準値以下でした。しかし、中小河川では、大井川用水の流入が減少する冬季に水質が悪化する傾向があります。
- 2018（平成30）年度の河川水生生物調査結果により、きれいな水が22地点、ややきれいな水が2地点、きたない水が8地点と評価されました。

■地下水・水道 | 地下水採取量と1日当たりの上水道無収・無効水量は減少している

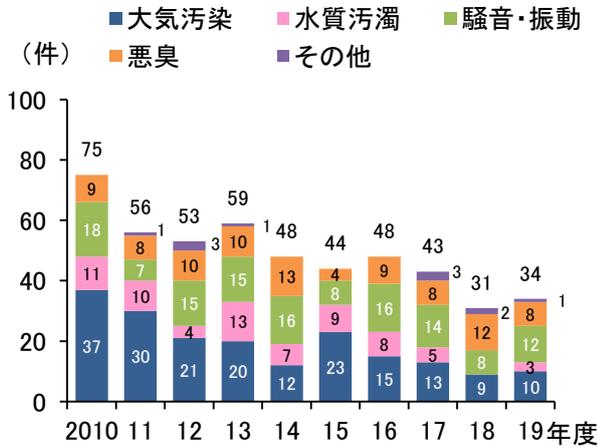
- 2019（令和元）年度における年間地下水量（地下水採取量）は24,326千m³です。また、2019（令和元）年度の1日当たりの上水道無収・無効水量は4,758m³であり、減少しています。

■有害化学物質 | 河川の有害物質が環境基準を超過した地点の継続監視をしている

- 2017（平成29）年度に六間川下流（市境）で重金属類の六価クロムが、法ノ川（バイパス下）でダイオキシン類がそれぞれ環境基準を超過していました。六価クロムについては、近隣事業場への立入調査と追跡調査を実施し、その後の測定において環境基準を達成しています。ダイオキシン類については、測定時の水の濁りにより環境基準を超過しましたが、その後の測定において環境基準を達成しています。環境基準を超過した地点については、継続して監視をしています。

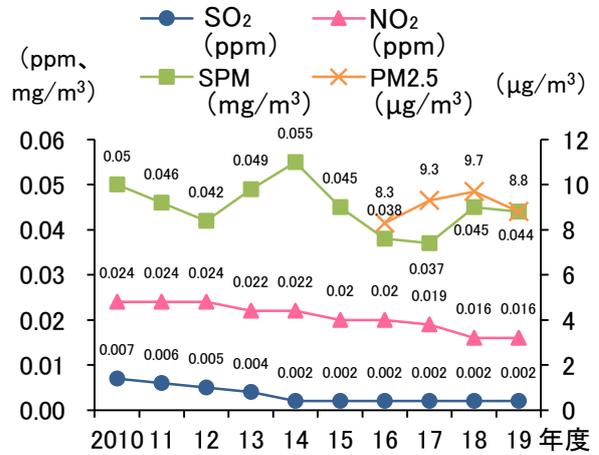
■生活排水処理 | 汚水処理人口普及率は年々増加傾向にある

○本市では、下水道や合併処理浄化槽の普及が進み、2019(令和元)年度の汚水処理人口普及率は75.1%で年々増加傾向にあります。未だに人口の約25%の生活雑排水が河川に排水されています。



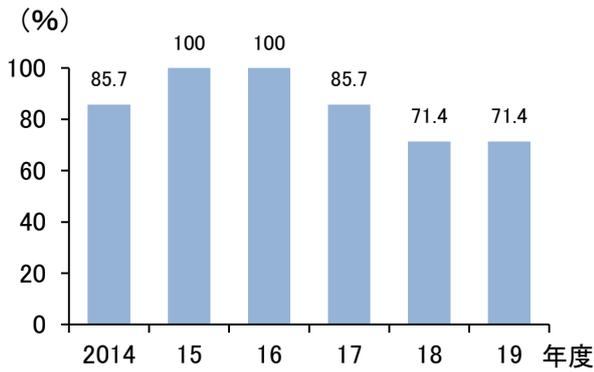
公害苦情の推移

【資料：ふじえだの環境】



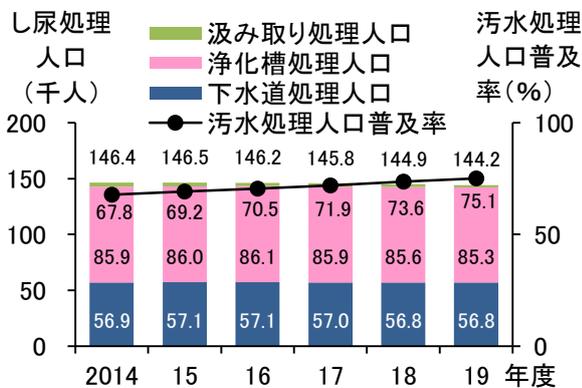
高柳大気測定局の大気汚染物質濃度の推移 (光化学オキシダントを除く)

【資料：ふじえだの環境】



水質汚濁に係る環境基準達成率の推移

【資料：ふじえだの環境】



し尿処理人口の推移

【資料：下水道課】



河川水生生物調査の結果 (2018年度)

【資料：生活環境課】

第6節 環境教育・協働

■環境教育・環境学習 | 人材育成や環境教育・環境学習を実施している

- 本市では、地域の中で環境意識の向上・啓発・指導ができる人材となる市民を育成する「エコマイスター育成事業」を実施しており、2019（令和元）年度までに74人を認定しました。
- 学校では、理科や社会の時間で環境教育を実施しているほか、環境学習副読本の配布を行っています。
- 2019（令和元）年度の環境学習講座全体の年間参加者数は2,647人でした。

■環境情報 | 「ふじえだの環境」などにより環境情報を提供している

- 毎年発行している「ふじえだの環境」や市のウェブサイトなどで、環境情報の提供を行っています。市役所におけるエコアクション21の取組をまとめた年次報告書を発行しています。

■もったいない運動 | 「もったいない運動」を推進している

- 「もったいない」は、古くから日本人が行ってきた環境を大事にする行動の一つです。
- 本市では、2006（平成18）年11月に「藤枝市もったいない運動推進計画」を策定し、2009（平成21）年12月20日には「もったいない都市宣言」を行うなど、「もったいない」を合言葉にあらゆる取組が推進されています。
- 「“もったいない”市民のつどい」では、小学生のポスターやグリーンカーテンの表彰、高校生によるハワイ研修発表、食品ロスをテーマとした映画上映などを行っています。
- 「もったいない運動」を市内へ広げていくため、環境にやさしい取組を行う企業やNPO、市民団体、市民の皆さんに登録をしていただき、環境に関する情報提供・情報交換を行う「藤枝もったいない倶楽部」を創設しました。2019（令和元）年度時点の登録団体は89団体となっています。
- 藤枝もったいない倶楽部に登録している団体がもったいない運動を推進するため、市民を公募により集め、環境活動を実施する場合、その実施に必要な経費を支援する「藤枝もったいない倶楽部環境活動支援制度」を創設しています。
- 2019（令和元）年度の1年間に開催された環境保全活動の参加者数は15,152人でした。
- 飲料メーカーと自動販売機設置事業者の協力により、「もったいない運動推進募金自動販売機」を設置しています。この自動販売機の売上げの一部を「藤枝市もったいない運動推進募金」として募金し、藤枝市の環境保全に協力いただいています。

■各主体の取組推進 | 本市の取組が「低炭素杯 2017」で優良賞を受賞した

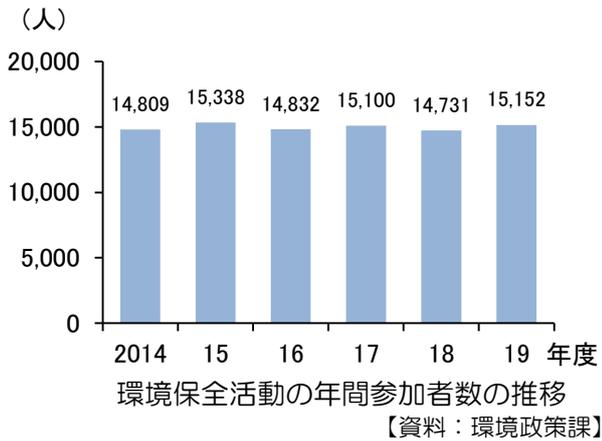
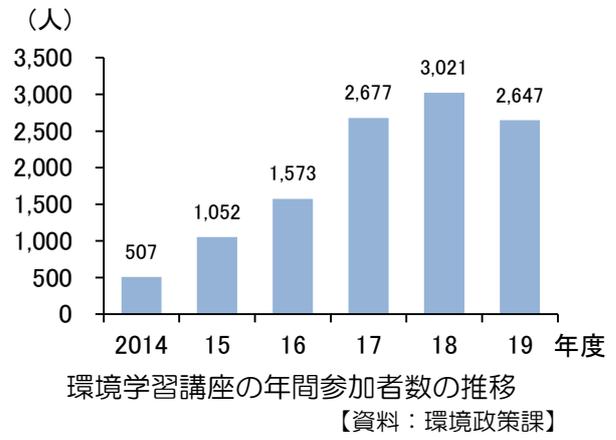
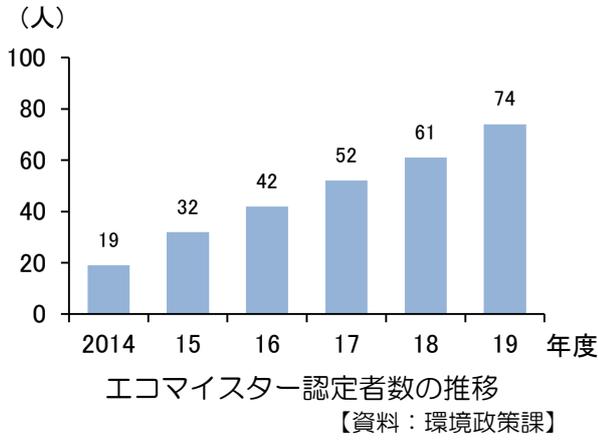
- 2016（平成28）年12月9日、低炭素杯実行委員会（事務局 一般社団法人地球温暖化防止全国ネット）が主催する「低炭素杯 2017」において、エントリー団体951団体の中から、本市の取組「“もったいない”を实践する環境行動都市・ふじえだ」が、優良賞を受賞しました。
- 2018（平成30）年度より市内で経済活動を実施する団体が3ヶ月間、環境によい活動にチャレンジしてポイントを貯める「ふじえだエコチャレンジ」を開始しました。

■エコアクション21 | 事業者のエコアクション21の認証取得を支援している

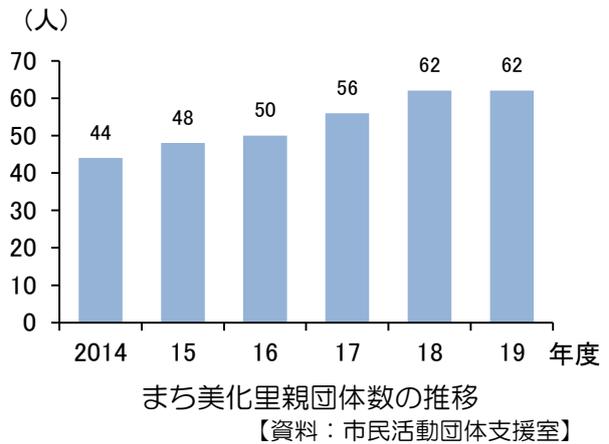
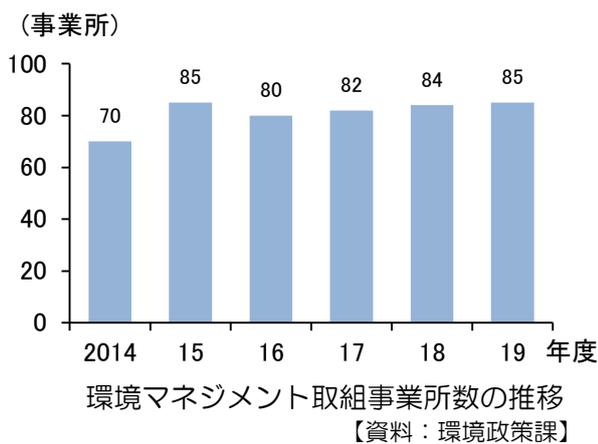
- 市役所では、2008（平成20）年3月にエコアクション21の認証を取得し、2019（令和元）年度時点では、病院及び指定管理者施設を除く全ての施設が対象施設となっています。
- 本市では、市内の事業者エコアクション21を普及するため、様々な支援を行っています。2019（令和元）年度における市内の環境マネジメント取組事業所数は85事業所となっています。

■環境美化 | 「まち美化里親制度」を実施している

○ 市民や企業などが公園・道路・河川などを「養子」に見立て、わが子を育てるように清掃・美化を行う「まち美化里親制度」（アダプト・プログラム）を実施しており、2019（令和元年）年度までに62団体が参加しています。



もったいない運動推進募金自動販売機



コラム



事業者によるビオトープづくり（住友ベークライト(株)・静岡工場）

住友ベークライト株式会社・静岡工場（藤枝市高柳）では、環境保全の一環として敷地内にビオトープを形成し、2017(平成29)年度より一般公開しています。

2010(平成22)年の「日本経団連生物多様性宣言」パートナーズに参加した後、2011(平成23)年に生態系調査の結果から保全及び復元目標を設定、2012(平成24)年から5年間をかけ、造成・整備などを通じて生物多様性の保全に取り組んできました。工場の敷地面積約30ha中、ビオトープは5%を占めています。中には藤枝市が位置する志太平野の里山風景の復元を意図し、秋の七草など日本古来種の植生が楽しめるだけでなく、全体を見渡せる展望用としての丘(「彩りの丘」)も設けられています。個人や団体など直近では年間500名を超える来訪があります。

ビオトープ内には古代ハスの「大賀ハス」をはじめ、静岡県絶滅危惧種の「ミナミメダカ」や「カワセミ」などが生息しており、特に「ミナミメダカ」は近隣小学校に理科教材として提供を継続、これらの小学校との関わりから最近では、社会科見学、遠足などにもビオトープが活用されています。

また、年に一度開催されている近隣の小学校と保護者を対象とした観察会では、ビオトープ散策やクラフト作製などが行われ、自然を身近に楽しむイベントとして好評を得ています。

これらの活動が評価され、(特非)日本ビオトープ協会のビオトープ大賞(2018年)、(一社)日本化学工業協会レスポンシブル・ケア賞の努力賞(2019年)、(一財)日本緑化センター「全国みどりの工場大賞」の会長奨励賞(2019年)などの受賞をしています。



きらめきの湿地と大賀ハス



ビオトープ観察会



市内小学校に提供したミナミメダカ

【資料：住友ベークライト株式会社 静岡工場 ～環境への取り組み～】

第3章

計画の目標

第1節 基本理念

第2節 目指す将来像

第3節 基本目標

第1節 基本理念

本計画では、「藤枝市環境基本条例」の基本理念を踏襲します。

【基本理念】

- 豊かな自然環境を育み、人やまちとの共生を図る
- 資源の循環的な利用を図り、持続可能な社会をつくる
- 市民、事業者、行政が互いに協力及び連携を図り、積極的に取り組む
- 地球環境の保全に対して、日常生活及び事業活動の中で配慮しつつ、積極的に推進する

第2節 目指す将来像

■目指す将来像

本計画の目指す将来像として、「環境日本一のまち 未来に輝く 持続可能な環境行動都市・ふじえだ ～ “もったいない” で市民がつくる環境日本一のまち ～」を掲げます。

【目指す将来像】

環境日本一のまち
未来に輝く 持続可能な環境行動都市・ふじえだ
 ～ “もったいない” で市民がつくる環境日本一のまち ～

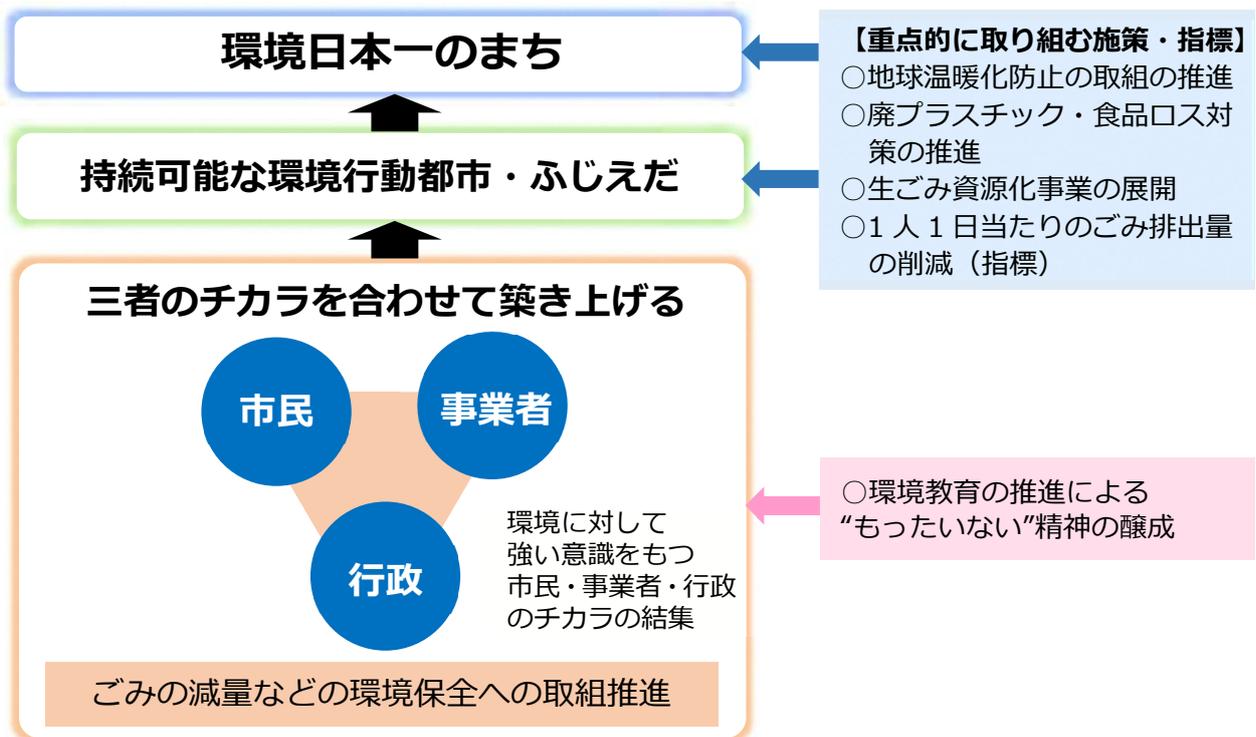
- 2009（平成21）年12月20日に行った「“もったいない”都市宣言」を受け、“もったいない”という言葉に込められた「ありがたい」という『感謝の心』、「おそれ多い」という『謙虚の心』、そして「人やものを大切にする」という『やさしい心』の三つの美徳を尊重し、“もったいない”を本市の持続可能なまちづくりのキーワードとしています。
- 市民・事業者・行政が「**未来に輝く 持続可能な環境行動都市・ふじえだ**」を目指す将来像として共有し、三者が協働して環境活動を推進することにより、「**環境日本一のまち**」を築くことを目指します。
- そのため、“もったいない”を市民に浸透させる環境教育の推進により、自主的・積極的に参加する市民を増やします。具体的には、活動の場やきっかけの提供、環境関連団体とのマッチングによる「場づくり」、多数の市民・事業者が気軽に環境活動に参画できる「仕組みづくり」を通じて、“もったいない”の精神を備えた「人づくり」を推進することで、環境意識の醸成を目指します。
- 中山間地からの自然資源や生態系の恵み及び都市部からの人材・資金が相互に循環・共生しながら、藤枝市の特色として、生ごみ資源化事業の更なる展開、(仮称)クリーンセンターの活用推進などを中心とした循環型社会、豊かな自然環境との自然共生社会、COOL CHOICEの推進などによる気候変動への適応を含む脱炭素社会を実現する「**藤枝版地域循環共生圏***」の形成を目指します。
- 「第2期ふじえだ健康都市創生総合戦略」に基づいて、本市の重点施策である「4K施策」と「コンパクト+ネットワーク」にICTを掛け合わせることで、「力強い経済」、「安全安心な社会」、「優しい環境」の三方良しの持続可能なまちづくりを推進しながら、多領域での政策目標「藤枝版ローカルSDGs」を実現し、国際社会のSDGsの達成に貢献します。

*「地域循環共生圏」とは、各地域の資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されるという考え方。国の「第五次環境基本計画」で提唱された。

■環境日本一のまちの実現

本市では、これまでのごみの分別収集に加えて、生ごみ資源化事業を進めるなど、様々な環境保全への取組を進めてきました。これらの取組が実現できたのも、環境に対して高い意識を持つ市民、事業者、そして行政のチカラを結集したからです。

この環境意識の高さを藤枝市の「強み」と捉えるとともに、今ある環境意識を更に高めるため、環境教育を推進し、市民・事業者・行政それぞれに“もったいない”の精神を備え、それら三者がチカラを合わせて「持続可能な環境行動都市・ふじえだ」を築き上げることで、結果として「環境日本一のまち」の実現を目指します。



【重点的に取り組む施策・指標】

○地球温暖化防止の取組の推進

2050（令和32）年度までに温室効果ガスの排出実質ゼロの「ゼロカーボンシティ」を目指すとともに、「静岡県気候変動適応センター」（静岡県環境衛生科学研究所）と連携しながら気候変動への適応策を推進するなど、緩和策と適応策の両面から地球温暖化対策を実施していきます。

○生ごみ資源化事業の展開

家庭から出る生ごみの堆肥化により、資源の有効利用と燃やすごみの減量を推進する生ごみ資源化事業について、全世帯へ拡大することを目指します。また、浄化センターでの消化ガスを使った発電事業に分別収集された生ごみを混入することで、燃やすごみの削減と発電量の増加を目指します。

○廃プラスチック・食品ロス対策の推進

G20 大阪ブルーオーシャンビジョンにおいて、2050（令和32）年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることの合意及び「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行を受けて、廃プラスチックと食品ロスの2つの喫緊の課題に対して官民協働で対応していきます。

○1人1日当たりのごみ排出量の削減（指標）

全国の人口10万人以上50万人未満の地方公共団体における1人1日当たりのごみ排出量ランキングの最上位を目指します。

第3節 基本目標

目指す将来像「環境日本一のまち 未来に輝く 持続可能な環境行動都市・ふじえだ ～“もったいない”で市民がつくる環境日本一のまち～」の実現に向けて、4つの基本目標を掲げます。

基本目標 1 地球にやさしいまちづくり

地球温暖化緩和への取組として、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入を促進するほか、気候変動への適応を図っていきます。そのため、私たち一人ひとりが自覚を持ち、“もったいない”の気持ちを持って、地球環境にやさしい行動を実践します。

⇒方針 1 地球温暖化対策の推進 ～エネルギーを有効利用します～

⇒方針 2 地球環境を守る暮らしの実現 ～地球にやさしい暮らしを実現します～

基本目標 2 ものが循環するまちづくり

これまで行ってきたごみの減量・資源化などの行動に加え、廃プラスチックや食品ロスなどの新たな問題にも対応するため、必要以上に資源を浪費しないよう、“もったいない”の気持ちを持って、ものの循環利用に努めます。

⇒方針 3 資源の有効利用 ～循環型の社会をつくれます～

基本目標 3 自然とともに安心して暮らせるまちづくり

私たちの暮らしや産業を支えている自然環境や生活環境を守るため、森林・里山・河川やそこに生息・生育する生物、空気・水・土壌、景観、歴史・文化などを、“もったいない”の気持ちを持って大切にし、よりよいものとして後世に伝えます。

⇒方針 4 身近な自然環境の保全 ～豊かな自然の恵みを楽しみ、継承します～

⇒方針 5 快適な生活環境の確保 ～健康で安心な暮らしを守ります～

基本目標 4 みんなで考え行動するまちづくり

大量生産・大量消費・大量廃棄を繰り返す従来のライフスタイルを見直し、「未来に輝く 持続可能な環境行動都市・ふじえだ」を実現するため、“もったいない”の精神を備えた市民を育成し、環境保全活動を市民全体に広げていくことで、環境日本一のまちを目指します。

⇒方針 6 環境教育の推進 ～年代を問わず環境人材を育成します～

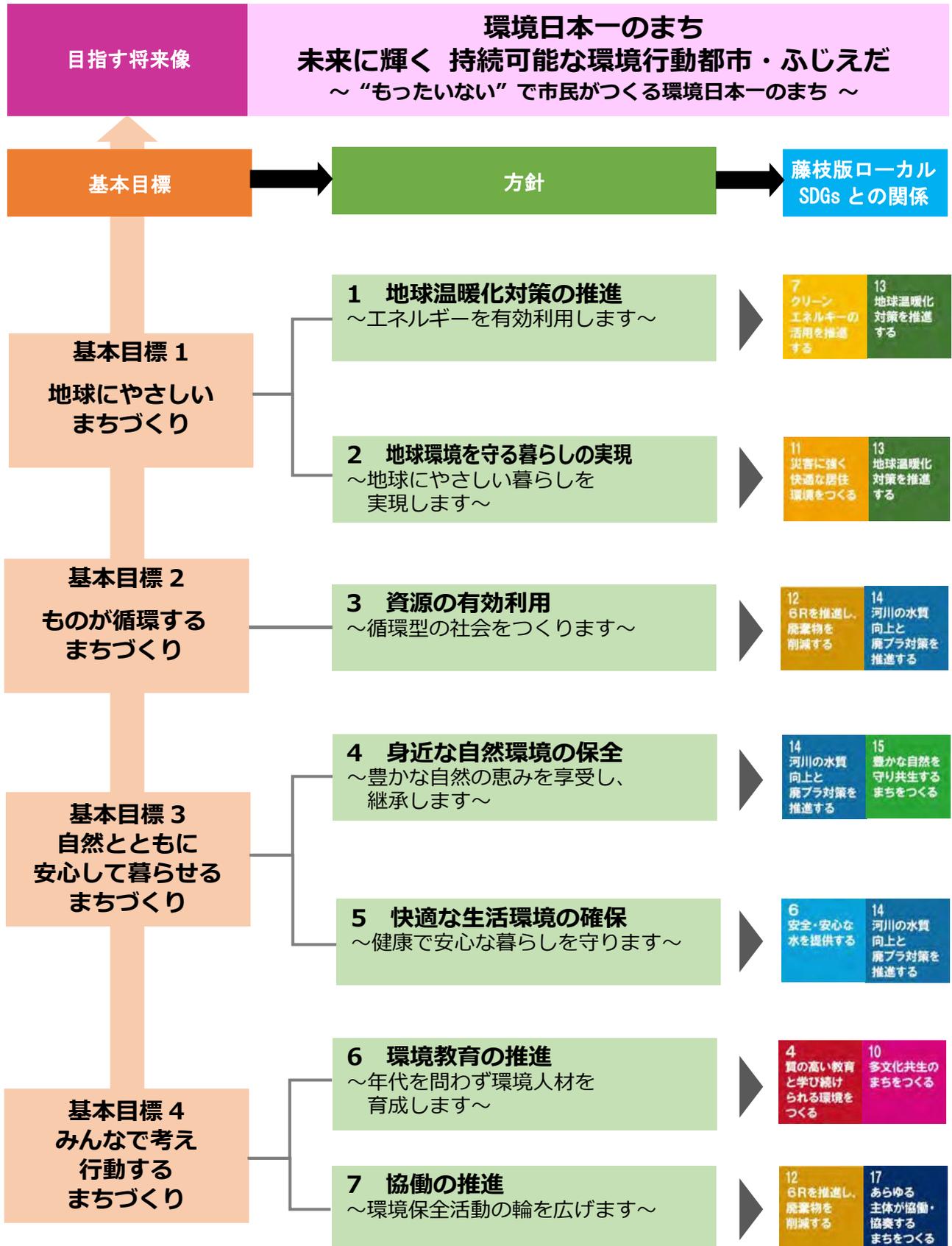
⇒方針 7 協働の推進 ～環境保全活動の輪を広げます～

第4章

目標達成に向けた 方針と取組

- 方針1 地球温暖化対策の推進
- 方針2 地球環境を守る暮らしの実現
- 方針3 資源の有効利用
- 方針4 身近な自然環境の保全
- 方針5 快適な生活環境の確保
- 方針6 環境教育の推進
- 方針7 協働の推進

第3次藤枝市環境基本計画の体系図



藤枝版ローカルSDGs

本市では、2015（平成27）年9月に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献する本市独自の17の目標である藤枝版ローカルSDGsの実現を通じて、国際社会への貢献を果たしてまいります。

1 誰かが自立して暮らせるまちをつくる	2 食の安全を守り、持続可能な農業をつくる	3 誰もが健康で元氣なまちをつくる	4 質の高い教育と学び続けられる環境をつくる	5 女性が働き活発なまちをつくる	6 安全・安心な水を確保する
7 クリーンエネルギーへの活用を推進する	8 力強い地域産業と多様な働き方を生み出す	9 変革を生み出す産業基盤をつくる	10 多文化共生のまちをつくる	11 災害に強く、快適な居住環境をつくる	12 6Rを推進し、廃棄物を削減する
13 地球温暖化対策を推進する	14 河川の水質向上と廃プラ対策を推進する	15 豊かな自然を守り共生するまちをつくる	16 平和で安心して暮らせるまちをつくる	17 あらゆる主体が協働・協賛するまちをつくる	



方針
1

基本目標 1 ▶地球にやさしいまちづくり

地球温暖化対策の推進

地球温暖化による気温上昇は今後も進むと予測されていることから、パリ協定や国の地球温暖化対策計画の目標達成に向けた温室効果ガス排出量の削減が必要です。そのため、さらなる省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進を行います。

また、進行しつつある地球温暖化に対応していくため、気候変動への適応策を同時に推進します。



浄化センターの太陽光パネル

取組の方向	行政の取組
①地球温暖化防止の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化対策に資する国民運動「COOL CHOICE」や本市が認証を取得しているエコアクション 21 の取組を推進するとともに、市域内で発生する温室効果ガス排出量を算定し、温室効果ガスの排出抑制に努めます。
②家庭や事業所における再生可能エネルギー・省エネルギーの導入支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭に対しては、災害に対する強靱性を高めるとともに再生可能エネルギー・省エネルギーの導入を促進するため、AI を活用した太陽光発電システムや蓄電池、省エネルギー住宅などの導入支援、節電キャンペーンの実施を行います。 ○ 事業者に対しては、設備投資資金を借入れた場合の利子補給や省エネルギーセミナーの開催などにより、再生可能エネルギー・省エネルギーの導入を支援します。
③公共施設における再生可能エネルギー・省エネルギーの率先導入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設への再生可能エネルギー・省エネルギーを率先導入するほか、市がイベントなどで消費する電力については、再生可能エネルギーのグリーン電力証書の購入により、カーボンオフセットを行います。
④気候変動への適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 進行する気候変動に対応するため、「静岡県気候変動適応センター」（静岡県環境衛生科学研究所）と連携しながら、農林業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活に関する適応の取組を推進します。

※地球温暖化対策については、「第5章 第2次藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）・藤枝市気候変動適応計画」も参照してください

～エネルギーを有効利用します～



環境指標： 市域全体における温室効果ガス排出量

指標の定義	単位	現状 (R1)	中間目標 (R7)	目標 (R12)
市域全体における温室効果ガスの年間排出量	千 t-CO ₂	1,030.7 (H28 排出量)	896.5 (R4 排出量)	785.1 (R9 排出量)

※2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で26%削減を達成するため、国の「地球温暖化対策計画」及びその他の個別計画に基づき、目標を設定しました。

※温室効果ガスの算定は3年前のデータとなるため、中間目標を2022（令和4）年度、目標を2027（令和9）年度としました。

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ COOL CHOICE の取組を進めるなど、温室効果ガスの排出抑制に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ COOL CHOICE の取組を進めるなど、温室効果ガスの排出抑制に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 太陽光発電や太陽熱利用機器などの再生可能エネルギー、省エネルギー設備、蓄電池などの導入を行います。 ○ 家電製品の買い替えの際は、エネルギー効率の良い製品を選んで購入します。 ○ スマートハウス・ZEH などの導入を検討します。 ○ 節電など身近な省エネルギーに取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 太陽光発電や太陽熱利用機器などの再生可能エネルギー。省エネルギー設備、蓄電池などの導入を行います。 ○ 燃料電池、天然ガスコージェネレーションの導入によるエネルギーの有効活用を検討します。 ○ スマートビル・ZEB などの導入を検討します。 ○ 節電など身近な省エネルギーに取り組みます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 再生可能エネルギー・省エネルギー施設として先進的な事業所や公共施設などを見本として、家庭への導入を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再生可能エネルギー・省エネルギー施設として先進的な事業所や公共施設などを見本として、事業所への導入を検討します。
<ul style="list-style-type: none"> ○ ハザードマップなどの防災マップに目を通し、自然災害に対する防災・減災の意識を高めます。 ○ 猛暑時には屋外での活動を控えるとともに、涼しい軽装、クールビズで行動します。 ○ 蚊やダニなどをはじめとする感染症の危険が高まる可能性を踏まえて、情報収集や対策をします。 ○ グリーンカーテンの設置を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高温条件下でも収量や品質が維持できる品種の導入や栽培技術の改良、栽培適地の移動などを図ります。 ○ 猛暑時には屋外での活動を控えるとともに、涼しい軽装、クールビズで行動します。 ○ 気候変動に対応した事業継続計画（BCP）の策定に努めます。 ○ 雨水の流出抑制・浸透施設の設置に努め、河川の流量負荷の軽減を図ります。 ○ グリーンカーテンの設置を推進します。

方針
2

基本目標 1 ▶地球にやさしいまちづくり

地球環境を守る暮らしの実現

地球にやさしい暮らしや事業活動を実現するため、「My COOL CHOICE in (マイ クールチョイス イン) ふじえだ」やエコアクション 21 の認証取得などの取組をさらに推進します。

また、交通渋滞が多く発生しているため、より環境負荷の少ない電気自動車などへの転換、自動車から公共交通機関への利用転換を図ります。



環境優良事業所への顕彰楯の贈呈

取組の方向	行政の取組
① ライフスタイル転換の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境に対する意識を高めるため、My COOL CHOICE in ふじえだの普及啓発、環境マイレージ制度やエコファミリー宣言、ライトダウンキャンペーンなどのイベントを提案及び周知し、市民のライフスタイルの転換を促進します。
② 環境に配慮した事業活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業のエコアクション 21 認証取得への支援、環境優良事業所としての顕彰、環境活動レポートの公開などにより、環境に配慮した事業活動の促進を図ります。 ○ テレワークなど、環境負荷の低減効果が期待される働き方の導入を推進します。 ○ 環境保全に効果の高い農業に取り組む農業者を支援します。
③ 公共交通や低公害車の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交差点の整備などによる渋滞の緩和、歩道整備による自転車利用の推進、ノーカーデーの推進、公用車の交換時期に合わせた低公害車への更新など、公共交通や低公害車の利用を促進します。
④ 地産地消の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ フードマイレージ削減に関する普及啓発の実施、ふじえだグリーン商品券による地産地消の促進を図ります。

※地球温暖化対策については、「第5章 第2次藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）・藤枝市気候変動適応計画」も参照してください。

～地球にやさしい暮らしを実現します～



環境指標： 家庭からの1人1日当たりの二酸化炭素排出量

指標の定義	単位	現状 (R1)	中間目標 (R7)	目標 (R12)
家庭から出る二酸化炭素の1人1日当たりの排出量	g-CO ₂	5,494.6 (H28 排出量)	4,600.9 (R4 排出量)	3,737.4 (R9 排出量)

※2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で26%削減を達成するため、国の「地球温暖化対策計画」及びその他の個別計画に基づき、目標を設定しました。

※温室効果ガスの算定は3年前のデータとなるため、中間目標を2022（令和4）年度、目標を2027（令和9）年度としました。

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ My COOL CHOICE in ふじえだに基づく環境にやさしい生活に努めます。 ○ エコファミリー宣言や環境マイレージ制度に積極的に参加・協力します。 ○ クールビズやウォームビズ、グリーン購入に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ My COOL CHOICE in ふじえだに基づく環境にやさしい事業活動に努めます。 ○ ライトダウンキャンペーンや環境関連イベントなどに積極的に参加・協力します。 ○ クールビズやウォームビズ、グリーン購入に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業活動において環境マネジメントシステム（エコアクション21やISO14001）の導入を行います。 ○ テレワークなど、環境負荷の低減効果が期待される働き方の導入を検討します。 ○ 環境保全に効果の高い農業に取り組みます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ アイドリングストップや急発進急加速をしないエコドライブに努め、ノーカーデーの取組に参加します。 ○ 移動時の交通手段を見直し、公共交通機関などを積極的に利用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ アイドリングストップや急発進急加速をしないエコドライブに努め、ノーカーデーの取組に参加します。 ○ 移動時の交通手段を見直し、公共交通機関などを積極的に利用します。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地場産品、地元の農林産物の購入に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地場産品、地元の農林産物の生産・販売・購入に努めます。

方針
3

基本目標2 ▶ものが循環するまちづくり

資源の有効利用

本市は、1人1日当たりのごみ排出量が全国的にも少ない自治体であるため、今後も分別収集を継続し、最上位を目指して減量していきます。特に燃やすごみの中に生ごみや紙、プラスチック類が多く混入していることや、生ごみの分別収集地区を増やしていくことなどの課題があることから、廃プラスチックや食品ロスの問題も含めて対策を検討して取り組めます。さらに、(仮称)クリーンセンターの廃熱等を利用した施設等の整備を行います。

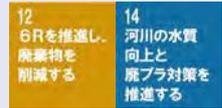
ごみのポイ捨てやペットのマナーについては、市民意識調査の結果でも市に期待する施策の上位にあげられていることから、清掃活動の実施やマナー啓発などを行い推進します。



燃やすごみ減量・資源化分別推進啓発活動

取組の方向	行政の取組
① 6Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 静岡県や志太広域事務組合、企業、各種団体などと協働して従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）にリフューズ、リターン、リカバーを加えた6Rを推進します。特に(仮称)クリーンセンターを6Rの推進の拠点として活用します。 ○ 生ごみや容器包装プラスチック、木くず、紙類などの分別収集を進めるとともに、生ごみ処理機やディスプレイに対する普及促進により処分量の減量を推進します。
②生ごみ資源化事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生ごみについては、分別世帯数を増加させ、浄化センターで下水汚泥に混入させて処理することも並行して行い、発生する消化ガスを大幅に増加させ収益の増加につなげます。このために民間3社と締結した「生ごみの資源化に関する連携協定」により、それぞれのノウハウを存分に活かした事業を展開します。
③廃プラスチック・食品ロス問題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「官民協働廃プラ・食品ロス対策会議」が中心となり、廃プラスチック・食品ロスゼロの実現に向けて、海洋の自然生態系にも影響を与える使い捨てプラスチックの削減や、ポイ捨て防止、食べ物を無駄にしない意識の醸成、食べられる食品が廃棄されない取組及び次世代を担う子供たちの未来のために持続可能な社会づくりに取り組めます。
④廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ し尿及び浄化槽汚泥を計画的に収集し、適正に処理するとともにリサイクルを推進します。 ○ (仮称)クリーンセンターについては、施設整備に向けた取組を行います。 ○ 市職員や環境衛生自治推進協会委員、環境美化推進員の協力により、不法投棄、散乱ごみの収集及び監視パトロールを行います。
⑤まち美化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ イベントにおけるごみの持ち帰りの啓発、ごみゼロ運動に合わせた一斉清掃の実施などを推進します。

～循環型の社会をつくります～



環境指標： ごみの1人1日当たりの排出量

指標の定義	単位	現状 (R1)	中間目標 (R7)	目標 (R12)
本市から出るごみの1人1日当たりの排出量	g	690.1 (H30 排出量)	682.8 (R6 排出量)	678.3 (R11 排出量)

※「循環型社会形成推進地域計画」により目標を設定しました。

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 6R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リターン、リカバー）に取り組みます。 ○ 適正なごみの分別と排出マナーの向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 6R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リターン、リカバー）に取り組みます。 ○ 適正なごみの分別と排出マナーの向上に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生ごみの発生抑制に努め、分別収集・資源化に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生ごみの発生抑制に努め、資源化に協力します。
<ul style="list-style-type: none"> ○ マイバッグ、マイボトル、マイ箸の持参や使い捨て商品の使用自粛などにより、廃プラスチックを削減します。 ○ 食べ残し削減やフードドライブなどの食品ロスの削減に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ マイバッグ、マイボトル、マイ箸の持参の啓発や使い捨てプラスチック製品の使用抑制に努め、廃プラスチックの環境への排出削減を図ります。 ○ 食べ残し削減やフードドライブなどの食品ロスの削減に協力します。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 不法投棄は行わないように関係法令を遵守します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不法投棄は行わないように関係法令を遵守します。
<ul style="list-style-type: none"> ○ ポイ捨ての禁止、ごみの持ち帰り、清掃活動などを実践します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ポイ捨ての禁止、ごみの持ち帰り、清掃活動などを実践します。

方針
4

基本目標3 ▶自然とともに安心して暮らせるまちづくり

身近な自然環境の保全

市内の人工林の多くが伐採適期にあります。管理が行き届いていないため、森林の適正管理を推進します。また、耕作放棄地や竹林の拡大、野生鳥獣による農業被害が出ているため、農地・竹林、野生鳥獣の適正管理を推進します。

絶滅のおそれのある動植物が確認されているほか、野生動植物の重要生息・生育地があるため、これらの保護・保全が必要です。それと同時に、特定外来生物をはじめとした多くの外来種の分布が確認されており、在来種への影響が懸念されることから、外来種の防除が必要です。そのため、生物多様性の保全に向けた施策を推進します。また、人と自然とのふれあいの場については、環境教育や観光に活かしていきます。



水生生物教室

取組の方向	行政の取組
①森林や里山、農地の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人工林の間伐支援や森林施業の集約化、市民の森の維持管理、市民が森に親しむイベントの開催などにより、森林の保全・管理を行います。 ○ 里山については、竹林伐採及び植栽による林種転換を実施する事業主体への支援、市民参加による若竹刈りイベントの実施など、放置竹林の解消を図ります。 ○ 農地の流動化の推進による耕作放棄地の解消及び営農再開に向けた取組を支援するとともに、有害鳥獣による農作物などへの被害軽減のため、防獣害フェンス原材料の支給などを行います。
②緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公園・緑地の適正管理、土地利用事業における公園・緑地の設置などを推進するとともに、「ふじえだ花回廊基本構想」に基づき、市民総ぐるみの花のまちづくりを推進します。 ○ 「藤枝市緑の基本計画」に基づき、グリーンカーテンコンテストの実施、公共施設へのグリーンカーテンの設置、生垣づくりに対する支援や、緑化木・花の種の配布などにより、緑視率の向上、緑化の推進を図ります。
③水辺環境の保全と整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 親水性のある用水路の整備や、河川環境・河川空間の保全・創造を図ります。河川海岸統一美化運動の推進や、市民が行う川の美化・清掃活動に対する支援を行うほか、水辺環境への関心を高めるための水生生物教室の開催、地域団体との連携による青池の保全などを行います。
④生物多様性・動物愛護・自然環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生物多様性についてウェブサイトなどによる啓発・注意喚起を行います。また、生物多様性の保全とともに人々の暮らしの中で生態系を守りつつ利用していきけるような社会的仕組みの方向性を示した「生物多様性地域戦略」の策定に向けた検討を行います。 ○ 野良ねこを減少させるため、避妊去勢手術など「地域猫の会」の活動を推進します。 ○ グリーン・ツーリズム推進団体への育成・活動支援、ウェブサイトなどによるイベントの情報発信を行うほか、市民や観光客が自然に親しみ、うるおい・やすらぎを感じられるような催しの開催、市内ハイキングコースの補修工事、優良田園住宅整備などの自然と共生する生活スタイルの推進を図ります。

～豊かな自然の恵みを享受し、継承します～



環境指標： 緑化推進への年間取組件数

指標の定義	単位	現状 (R1)	中間目標 (R7)	目標 (R12)
グリーンカーテンコンテストなどの参加者・参加団体数、生垣づくりに対する支援件数、緑化木配布件数の合計	件	494	550	600

※緑化の推進により、緑と緑をつなぐ空間を創出することで、生物多様性及び地球温暖化に寄与します。

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林の適正管理にボランティアとして参加します。 ○ 竹林や農地の適正な管理、竹材を利用した製品の販売・購入に努めます。 ○ 環境保全型農業による農産物の購入に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ CSR等を通して森林の適正管理に努めます。 ○ 竹林や農地の適正な管理、竹材を利用した製品の販売・購入に努めます。 ○ 防獣害フェンスの設置などにより、有害鳥獣の被害を未然に防止します。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉢やプランターなども活用しながら、樹木や花の栽培による住宅地の緑化を進めます。 ○ ヒートアイランド防止のため、屋上緑化・壁面緑化などの導入を検討します。 ○ グリーンカーテンコンテストに参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉢やプランターなども活用しながら、樹木や花の栽培による事業所の緑化を進めます。 ○ ヒートアイランド防止のため、屋上緑化・壁面緑化などの導入を検討します。 ○ グリーンカーテンコンテストに参加します。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川愛護活動に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ CSR等を通して河川愛護活動に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生物多様性についての情報の収集、提供に努めます。 ○ 外来生物の繁殖拡大防止に協力します。 ○ ペットの適正飼育、地域猫の取組に協力します。 ○ 自然環境学習に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生物多様性についての情報の収集、提供に努めます。 ○ 外来生物の繁殖拡大防止に協力します。 ○ グリーン・ツーリズムの推進に協力します。

方針
5

基本目標3 ▶自然とともに安心して暮らせるまちづくり

快適な生活環境の確保

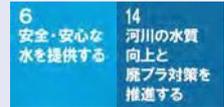
河川の下流部では、環境基準を超過している場所や、水生生物による水質判定できない水と判定される場所があるため、今後も生活・事業排水の適正な処理を推進します。また、現在は環境基準を超過する事例はありませんが、過去に発生した重金属やダイオキシン類の環境基準超過箇所を含め、今後も継続して監視をしていきます。今後は地球温暖化による集中豪雨の増加などに対応する治水対策の強化や、雨水の有効利用や節水など健全な水環境の確保に向けた取組のより一層の強化を図ります。



市内には、貴重な歴史的文化的遺産や、美しく歴史を感じることができる自然景観や歴史的景観が残されているため、これらの歴史・文化資源や景観資源を継承していきます。

取組の方向	行政の取組
①大気・水質保全と環境対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大気汚染物質や酸性雨、河川の BOD や有害物質（環境ホルモン）の水質検査、事業所排水の立入検査、ダイオキシン類の測定などを行い、大気や水質を監視します。 ○ 公共工事においては排出ガス対策型重機を利用するとともに、公共事業では大気汚染や水質汚濁の防止に努めます。
②生活排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共下水道、農業集落排水施設、地域污水处理施設、合併処理浄化槽の整備促進により、生活排水を適正に処理します。公共下水道・農業集落排水地区の未加入世帯へは加入促進を行うとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替え促進や浄化槽の維持管理の啓発を行います。
③水資源の保全と有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業用排水施設の機能向上、調整池・雨水貯留浸透施設の普及による雨水調整や地下水涵養への効果を図るとともに、静岡県地下水の採取に関する条例に基づく地下水採取の適正化を図り、水資源を保全します。 ○ 中期経営計画の進行管理、水道利用者への情報提供と利便性の向上、水道施設における電力使用のピークカットによる電気料金削減などにより、安定した水の確保と供給を行います。
④健康被害防止の徹底と指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 騒音規制法や条例による規制や指導を実施するとともに、自動車騒音の実態調査、舗装修繕工事による路面改良、市街地工事における低騒音・低振動対策型重機の利用を推進します。
⑤歴史的文化的伝統や景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定文化財天然記念物を保護・保存するとともに、旧東海道の歴史的景観を伝える松並木の維持管理、歴史に関する各種講座を開催します。 ○ 景観計画を推進して景観に配慮したまちづくりを行うとともに、景観を阻害する恐れのある管理不全の空き家の発生を抑制するために、空き家の利活用や解体・除却に対する支援を行います。

～健康で安心な暮らしを守ります～



環境指標： 水質汚濁に係る環境基準達成率

指標の定義	単位	現状 (R1)	中間目標 (R7)	目標 (R12)
BOD 環境基準達成数/県指定河川の調査箇所数×100	%	71.4	85.7	100

※県が指定する水質汚濁の環境基準測定地点に基づいて調査を実施します。
 ※環境基準の適否に複数回の測定結果における75%値を用います。

市民の取組	事業者の取組
○ 家庭からの大気汚染や水質汚濁の防止に努めます。	○ 事業所や工事からの大気汚染や水質汚濁の防止に努めます。 ○ 有機肥料の使用や低農薬に努めます。
○ 公共下水道、農業集落排水処理施設への早急な接続、合併処理浄化槽への転換を進めます。	○ 公共下水道、農業集落排水処理施設への早急な接続、合併処理浄化槽への転換を進めます。
○ 雨水浸透ますなどの雨水浸透施設の導入に努めます。 ○ 水源かん養林の保護、育成に協力します。 ○ 節水や水の再利用に努めます。	○ 雨水浸透ますなどの雨水浸透施設の導入に努めます。 ○ 水源かん養林の保護、育成に協力します。 ○ 節水や水の再利用に努めます。
○ 家庭からの悪臭や騒音の防止に努めます。	○ 事業所からの悪臭や騒音の防止に努めます。 ○ 化学物質の適正管理に努めます。
○ 歴史的文化的環境の保全に協力し、伝統文化の継承を支援・協力します。 ○ 地域特性に配慮したまち並みづくりに協力します。	○ 歴史的文化的環境の保全に協力し、伝統文化の継承を支援・協力します。 ○ 地域特性に配慮したまち並みづくりに協力します。

方針
6

基本目標4 ▶みんなで考え 行動するまちづくり

環境教育の推進

本市では、学校などを中心に環境教育・環境学習が行われているものの、今後は大人や事業所などあらゆる場所や年代を通じた系統的な環境教育・環境学習を推進します。

また、市民意識調査で過去よりも満足度の下がった環境情報の内容を再度検討し、情報発信・収集の取組を推進していきます。

さらに、藤枝環境管理センター、(仮称)クリーンセンターなどに環境学習施設を整備して、環境教育拠点としての活用を図ります。



取組の方向	行政の取組
①子供や学生を対象とした環境教育の推進	○ 体験型環境プログラムの実施、講師の派遣、学習用副読本の作成・配布、学校図書館での環境コーナーの設置などにより、子供への環境教育を推進します。また、市内高校生を対象とした海外研修や静岡産業大学の冠講座での環境教育などを行います。
②大人を対象とした環境教育の推進	○ 環境に関する専門知識を持ち、地域の中で環境意識の向上・啓発・指導ができる人材となる市民（エコマイスター）を育成するとともに、各種講座を地区交流センターと連携して実施します。 ○ 環境に関する出前講座の実施、家庭教育学習における環境関連の学習会・施設見学の開催を行うほか、環境に携わる資格等の案内を行います。
③環境情報の発信	○ 環境に関してウェブサイトやパネル展示による情報発信及び紹介、「ふじえだの環境」の冊子の作成・公表、ポスターの掲示、環境関連資料の配置、キャンペーン PR チラシの配布、環境に関する図書の紹介・展示などにより、環境情報を発信します。

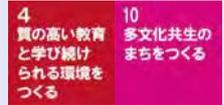
コラム



エコマイスター育成事業

本市では、環境に関する専門知識を持ち、地域の中で環境意識の向上・啓発・指導ができる人材となる市民を育成する「エコマイスター育成事業」を2014（平成26）年度から実施しており、2019（令和元）年度までに74人のエコマイスターが登録されています。今後は、「学び」から「行動」につなげる取組を強化するため、エコマイスターが活動する場の提供、環境学習プログラムを実施していきます。

～年代を問わず環境人材を育成します～



環境指標： 環境学習講座の年間参加者の割合

指標の定義	単位	現状 (R1)	中間目標 (R7)	目標 (R12)
見学会等の各種体験型環境学習講座に参加した人数の割合	%	1.8	1.9	2.0

※本市の総人口は減少すると推計されていることから、人口に対する割合で目標を設定しました。

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の環境教育に積極的に参加します。 ○ 家庭においても積極的な環境教育・環境学習に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の環境教育に積極的に参加します。 ○ 事業所においても積極的な環境教育・環境学習に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ エコマイスター育成研修に参加・協力します。 ○ 環境に関する出前講座を活用します。 ○ リーダー養成講座や研修会などに積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ エコマイスター育成研修に参加・協力します。 ○ 自治体イニシアティブプログラムや省エネルギー活動セミナーなどに積極的に参加します。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境についての情報を広く収集します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々なツールを活用して積極的に情報を発信します。 ○ 環境活動レポート等を公表します。



放課後児童クラブにおける環境学習講座



アースキッズチャレンジ

方針
7

基本目標4 ▶みんなで考え 行動するまちづくり

協働の推進

本市で推進している「もったいない運動」を今後も継続的に推進し、“もったいない”の精神を次の世代へと引き継いでいきます。

また、市民団体などの実施する活動を支援し、環境保全活動を市全体に広めていきます。



“もったいない”市民のつどい

取組の方向	行政の取組
①もったいない運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民団体との協働により環境イベント「環境フェスタ“もったいない”」「“もったいない”市民のつどい」を開催するとともに、小学生を対象とした環境ポスターコンクールの実施、こどもエコクラブへの支援をすることで、「もったいない運動」を推進します。 ○ 環境活動に取り組む市民団体・事業所を登録し、環境に関する情報ネットワーク（藤枝もったいない倶楽部）を広げます。
②環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 藤枝市環境保全協議会、藤枝もったいない倶楽部の登録団体、市民団体、市民などの自主的な環境保全活動に対する支援を行います。 ○ 公園や道路などの公共施設を市民協働により管理する「まち美化里親制度」を推進します。

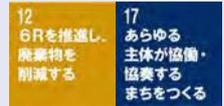
コラム



藤枝もったいない倶楽部 環境活動支援制度

本市では、「藤枝市もったいない運動」を、市民一人ひとりが実践する活動へと広げていくため、「藤枝もったいない倶楽部」を創設しています。会員になると、環境情報や環境活動の開催状況などの情報を得たり、発信したりすることができます。さらに、藤枝もったいない倶楽部に登録している団体がもったいない運動を推進するため、市民を公募により集め、環境活動を実施する場合、その実施に必要な経費を支援する「藤枝もったいない倶楽部環境活動支援制度」も活用できます。この制度を利用できる環境活動は、環境学習、環境保全活動、自然観察、体験教室などです。

～環境保全活動の輪を広げます～



環境指標： 環境保全活動の年間参加者の割合

指標の定義	単位	現状 (R1)	中間目標 (R7)	目標 (R12)
1年間に開催される環境保全活動への参加者の割合	%	10.5	10.8	11.1

※本市の総人口は減少すると推計されていることから、人口に対する割合で目標を設定しました。

市民の取組

- もったいない運動に積極的に参加、協力します。
- こどもエコクラブや藤枝もったいない倶楽部への積極的な参加に努め、環境活動に取り組みます。
- 町内会や市民団体、NPO などによる環境教育、環境学習、環境美化保全活動に積極的に参加します。
- 「まち美化里親制度」に登録します。

事業者の取組

- もったいない運動に積極的に参加、協力します。
- 藤枝もったいない倶楽部への積極的な参加に努め、環境活動に取り組みます。
- 町内会や市民団体、NPO などによる環境教育、環境学習、環境美化保全活動に積極的に参加します。
- 環境ネットワークの形成に参加、協力します。
- 「まち美化里親制度」に登録します。



環境フェスタ” もったいない”



環境・自然展

コラム



6R 県民運動

近年、生態系や人の健康への影響が懸念されるとして、海洋プラスチックごみ問題の解決が地球規模での喫緊かつ重要な課題となっています。静岡県では、海洋プラスチックごみの増加に対応するため、県民一人ひとりによるプラスチックごみの発生抑制と海洋への流出を防止する 6R 県民運動を推進しています。ごみ削減に必要な従来の 3R に、プラスチックごみの発生抑制や海洋流出防止のために新たな 3 つの R を加えて、本県独自の「6R (ろくあーる)」とし、その実践に県民総参加で取り組むこととしています。

- ①Reduce (リデュース) : 減らす
- ②Reuse (リユース) : 繰り返し使う
- ③Recycle (リサイクル) : 資源として再び利用する
- ④Refuse (リフューズ) : 断る (ことわあ〜る)
- ⑤Return (リターン) : 持ち帰る
- ⑥Recover (リカバー) : 清掃活動へ参加する



【資料：静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R 県民運動」基本方針】

コラム



官民連携による廃プラ・食品ロス対策の推進

本市では、2019 (令和元) 年度に市や企業の担当者、市民などの代表者による「藤枝市官民協働廃プラ・食品ロス対策会議」を組織し、廃プラスチックと食品ロス問題について、情報交換・意見交換を行いました。今後も官民が連携し、河川ごみ実態調査の実施や 6R の推進などによる廃プラスチック対策、食べ残しの削減やフードバンクの活用、生ごみの資源化などによる食品ロス対策を推進していきます。



藤枝市官民協働廃プラ・食品ロス対策会議

コラム



浄化センターにおける消化ガスによる発電

本市では、「日本一の環境行動都市」の実現を目指した取組の一環として、県内で初めて、浄化センター汚泥処理工程で発生する消化ガスを使い、経済産業省の固定価格買取制度 (FIT) を活用した発電事業を、2017 (平成 29) 年 11 月 1 日に開始しました。浄化センターの再生可能エネルギーの発電設備は、屋根貸し事業として導入した太陽光発電に続いて 2 施設目となり、全国でも数例しかない太陽光と消化ガスによるダブル発電事業となります。

本事業は、市が浄化センター内に発電機を設置する事業者が消化ガスを売却し、ガス売却料と土地使用料で収益を得て、その収益を下水道施設の維持管理費に充当するものです。発電事業者は、購入したガスを使い発電設備により発電し、発電した電力を電気事業者に売却することで収入を得る仕組みになっています。予定発電量は年間約 140 万 kWh で、約 390 世帯が 1 年に使う電力量に相当します。

【資料：下水道課】



発電設備

第5章

第2次藤枝市地球温暖化対策 地方公共団体実行計画（区域施策編） ・藤枝市気候変動適応計画

第1節 計画の概要

第2節 温室効果ガス排出量の現状

第3節 将来予測

第4節 削減目標

第5節 地球温暖化対策の取組

第6節 適応の取組

第1節 計画の概要

1-1 計画の背景

温室効果ガス排出量の目標値を掲げ、市民・事業者・行政が一体となって、目標達成に向けた実効性のある取組を総合的かつ計画的に推進するため、本市では「藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を2016（平成28）年3月に策定した「第2次藤枝市環境基本計画（後期計画）」の第5章に含めて策定しました。

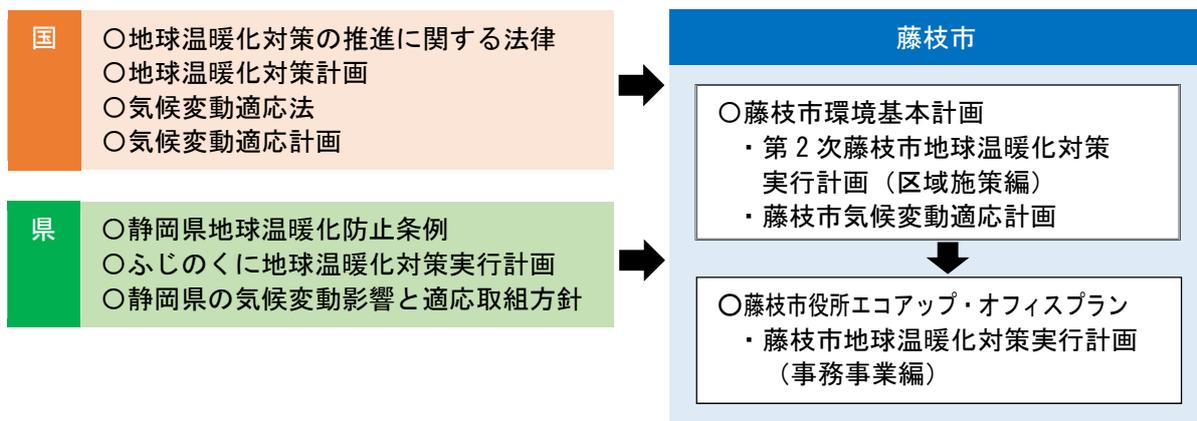
その後、2016（平成28）年5月に「地球温暖化対策計画」の閣議決定、同年11月に「パリ協定」の発効、2019（令和元）年6月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されました。また、2018（平成30）年11月には「気候変動適応計画」の閣議決定、同年12月からは「気候変動適応法」が施行されるなど、地球温暖化対策を取り巻く状況は大きく変化しています。

これらの状況を踏まえ、世界や国の削減目標の実現に寄与する新たな計画を策定します。

1-2 計画の位置づけ

本章は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づく「第2次藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」（以下「区域施策編」という。）、「気候変動適応法」第12条に基づく「藤枝市気候変動適応計画」（以下「適応計画」という。）であり、本市の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスを削減し、進行する気候変動に適応する施策を推進するためのものです。

なお、「藤枝市役所エコアップ・オフィスプラン」の上位計画として策定します。



計画の位置づけ

1-3 計画の期間

区域施策編及び適応計画の計画期間は、本計画の計画期間である2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とし、5年程度を目途に見直しを行います。

国の「地球温暖化対策計画」と合わせ、基準年度は2013（平成25）年度、目標年度は2030（令和12）年度、2050（令和32）年度とします。



計画の期間・目標年度

1-4 対象とする温室効果ガス

本区域施策編で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFCs)、パーフルオロカーボン (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) の7種類とします。

また、温室効果ガスはエネルギー起源 CO₂ (産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門)、エネルギー起源 CO₂ 以外 (燃料の燃焼・工業プロセス、廃棄物部門、農業部門、代替フロン等) に分類できます。

対象とする温室効果ガスと主な発生源

温室効果ガス	地球温暖化係数 (GWP)	主な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	1	化石燃料の燃焼、電気の使用 (火力発電) など
メタン (CH ₄)	25	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立て など
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	化石燃料の燃焼、工業プロセス など
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	1,430 など	代替フロンの製造プロセス、冷蔵庫・エアコンなどの冷媒 など
パーフルオロカーボン (PFCs)	7,390 など	半導体製造プロセス など
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	22,800	電気の絶縁体 など
三ふっ化窒素 (NF ₃)	17,200	半導体クリーニング剤、ドライエッチング剤 など

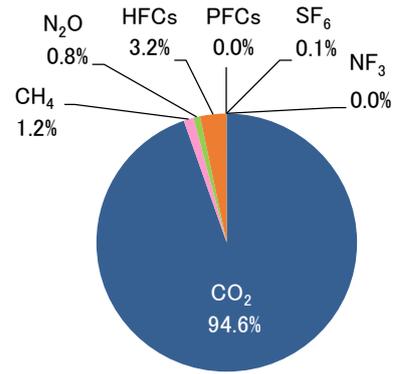
対象とする温室効果ガスと部門

部門		CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFCs	PFCs	SF ₆	NF ₃
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	●						
	業務その他部門	●						
	家庭部門	●						
	運輸部門	●						
エネルギー起源 CO ₂ 以外	燃料の燃焼・工業プロセス		●	●				
	廃棄物部門	●	●	●				
	農業部門		●	●				
	代替フロン等				●	●	●	●

第2節 温室効果ガス排出量の現状

2-1 温室効果ガス排出量の推移

本市の市域全域から排出された2016（平成28）年度の温室効果ガス排出量は1,030.7千t-CO₂です。このうち、二酸化炭素が975.5千t-CO₂で約95%を占めており、ハイドロフルオロカーボンが33.3千t-CO₂（3.2%）、メタンが12.8千t-CO₂（1.2%）となっています。



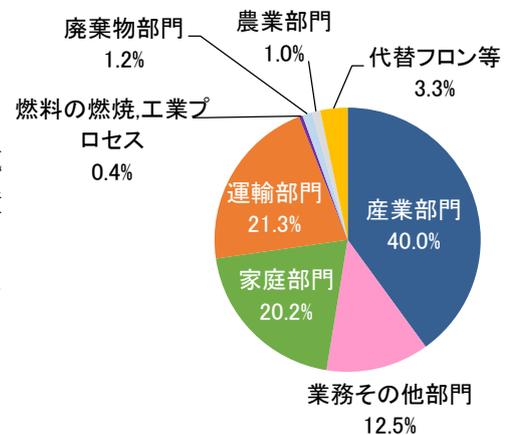
温室効果ガス排出量の内訳
（2016年度）

【資料：藤枝市温室効果ガス排出量算定調査業務報告書】

2-2 部門別の温室効果ガス排出量の推移

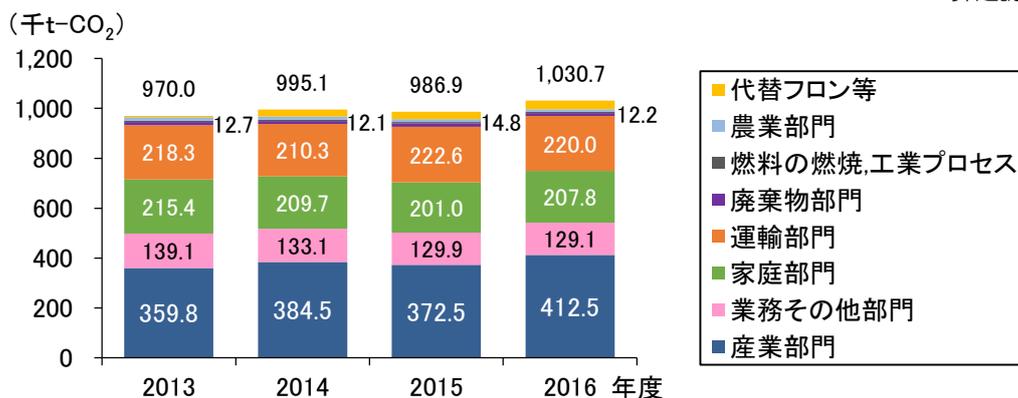
部門別温室効果ガス排出量の内訳は、産業部門（40.0%）が最も多く、次いで運輸部門（21.3%）、家庭部門（20.2%）、業務その他部門（12.5%）となっています。

2016（平成28）年度の温室効果ガス排出量は、2013（平成25）年度を基準として**6.3%増加**しています。部門別では、産業部門（+14.7%）、運輸部門（+0.8%）が増加する一方で、家庭部門（-3.5%）、業務その他部門（-7.3%）が減少しています。



部門別温室効果ガス排出量の内訳
（2016年度）

【資料：藤枝市温室効果ガス排出量算定調査業務報告書】



部門別温室効果ガス排出量の推移

【資料：藤枝市温室効果ガス排出量算定調査業務報告書】

温室効果ガス排出量の推移（単位：千 t-CO₂）

部門	年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	
		【基準年度】	【実績】	【実績】	【現状年度】	基準年度比
温室効果ガス別						
二酸化炭素 (CO ₂)		940.3	944.3	935.4	975.5	+3.7%
メタン (CH ₄)		15.2	13.5	12.5	12.8	-15.8%
一酸化二窒素 (N ₂ O)		9.1	9.3	8.5	8.3	-8.0%
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		4.8	27.3	30.0	33.3	+593.1%
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%
六ふっ化硫黄 (SF ₆)		0.63	0.60	0.59	0.69	+8.9%
三ふっ化窒素 (NF ₃)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%
部門別						
エネルギー 起源 CO ₂	産業部門	359.8	384.5	372.5	412.5	+14.7%
	業務その他部門	139.1	133.1	129.9	129.1	-7.3%
	家庭部門	215.4	209.7	201.0	207.8	-3.5%
	運輸部門	218.3	210.3	222.6	220.0	+0.8%
エネルギー 起源 CO ₂ 以外	燃料の燃焼,工業プロセス	4.7	4.8	4.9	4.5	-2.7%
	廃棄物部門	12.7	12.1	14.8	12.2	-3.7%
	農業部門	14.5	12.6	10.5	10.4	-28.0%
	代替フロン等	5.4	27.9	30.6	34.0	+525.3%
合計		970.0	995.1	986.9	1,030.7	+6.3%

注) 端数処理の関係上、温室効果ガス排出量の和や比が合計値などと合わない場合があります。

【資料：藤枝市温室効果ガス排出量算定調査業務報告書】

第3節 将来予測

3-1 削減目標設定の考え方

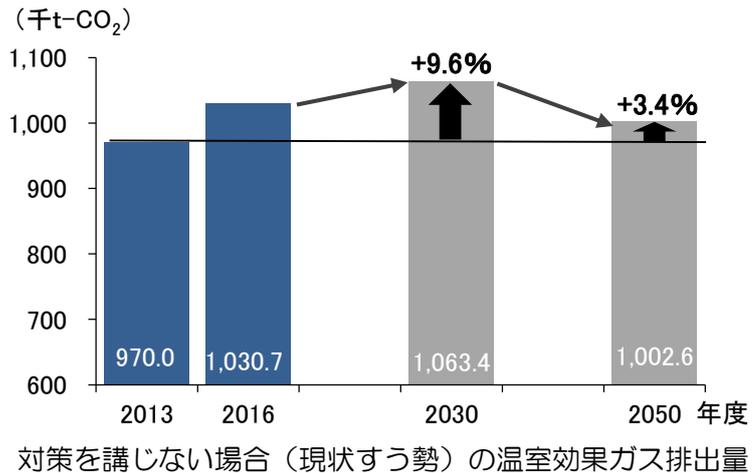
温室効果ガスの削減目標は、削減対策を講じない場合の温室効果ガス排出量（現状すう勢）の将来推計をしたうえで、削減対策を講じた場合の国の削減目標に準じて目標値を設定します。

その削減目標の実現可能性を確認するために、目標年度までに講じられる対策により見込まれる削減量を積み上げて、削減目標値と比較します。

3-2 削減対策を講じない場合（現状すう勢）の将来推計

対策を講じない場合の温室効果ガス排出量（現状すう勢）の将来推計において、温室効果ガス排出量は、「活動量」×「排出原単位」で算定することができるため、活動量は人口、世帯数、産業分類別就業人口の推計値に基づき予測値を設定し、排出原単位は現状をそのまま維持すると仮定し、現状年度である2016（平成28）年度の値で固定しました。

なお、算定には環境省の「区域施策編目標設定・進捗管理支援ツール」を使用しました。



3-3 将来推計の結果

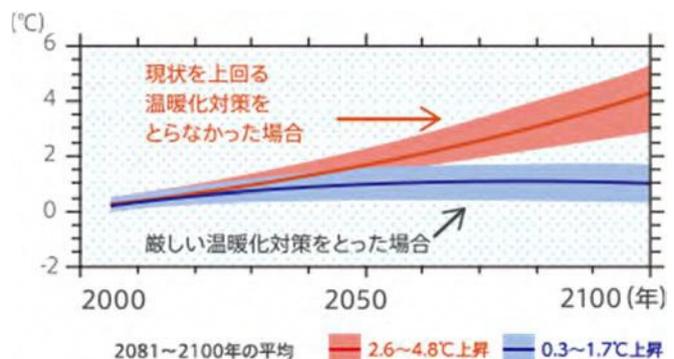
推計の結果、対策を講じない場合の温室効果ガスの総排出量（現状すう勢）は、2030（令和12）年度が1,063.4千t-CO₂、2013（平成25）年度の基準年度比で**9.6%増加**、2050（令和32）年度が1,002.6千t-CO₂、2013（平成25）年度の基準年度比で**3.4%増加**という結果になりました。

コラム



今後の気候変動の予測

国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書では、20世紀末頃（1986～2005年）と比べて、有効な温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）、21世紀末（2081～2100年）の世界平均気温は2.6～4.8℃上昇（赤い帯）、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）でも0.3～1.7℃上昇（青い帯）する可能性が高いです。



1986～2005年平均気温からの気温上昇
【資料：環境省】

第4節 削減目標

4-1 削減対策と効果

国の「地球温暖化対策計画」及びその他の個別計画などに基づき、本区域施策編の目標年度（2030（令和12）年度）における削減見込量を推計した結果、対策の実施による温室効果ガス削減量は約349.5千t-CO₂でした。

目標年度（2030（令和12）年度）における削減見込量の推計結果

部門	取組	削減見込量 (千t-CO ₂)	根拠	
産業	業種間連携省エネの取組の推進	0.7	A	
	産業界による自主的取組の推進	56.7	B	
	施設・機器等の省エネ化	2.0	A	
	新エネルギー・再生可能エネルギーの利活用	74.5	C,D,E	
	産業部門 合計	133.9	—	
業務その他	市の事務事業以外	事業所の省エネ化	7.2	A
		省エネ機器の導入	31.1	A,F
		省エネ行動の実践	0.2	A
		新エネルギー・再生可能エネルギーの利活用	23.4	C,D,E,F
	市の事務事業における省エネ化	8.5	A	
	業務その他部門 合計	70.3	—	
家庭	住宅の省エネ化	11.6	A,F	
	省エネ機器の導入	15.7	A,F	
	省エネ行動の実践	3.1	A	
	新エネルギー・再生可能エネルギーの利活用	46.2	C,D,E,F	
	家庭部門 合計	76.5	—	
運輸	自家用車の省エネ化	27.3	A	
	トラック輸送の省エネ化	8.5	A	
	鉄道の省エネ化	0.3	A	
	低炭素型まちづくりの推進	3.7	A	
	徒歩・自動車・公共交通の利用促進	2.6	A	
	省エネ行動の実践	2.0	A	
	運輸部門 合計	44.4	—	
燃料の燃焼・工業プロセス	産業界による自主的取組の推進	0.9	A	
	燃料の燃焼・工業プロセス 合計	0.9	—	
廃棄物	燃やすごみの削減・分別収集の徹底	0.5	G	
	バイオマスプラスチック類の普及	1.8	A	
	新エネルギー・再生可能エネルギーの利活用	1.9	D	
	廃棄物処理部門 合計	4.1	—	
農業	水田から排出されるメタンの削減	0.1	A	
	施肥に伴う一酸化二窒素の削減	0.04	A	
	農業部門 合計	0.2	—	
代替フロン類	代替フロン類の削減	19.1	A	
	代替フロン類 合計	19.1	—	
合計		349.5	—	

注1) 端数処理の関係上、各項目の和が合計値と合わない場合があります。

注2) 電気のCO₂排出係数は、基準年度（2013（平成25）年度）が0.000513t-CO₂/kWh（中部電力）、2030（令和12）年度の目標は「長期エネルギー見通し（経済産業省、2015（平成27）年7月）」に基づく全電源平均の0.000370t-CO₂/kWhとしました。

2030（令和12）年度の削減見込量を推計する根拠とした資料・条件

根拠	根拠となる資料・条件
A	「地球温暖化対策計画」（2016（平成28）年5月13日閣議決定）」から藤枝市分を按分
B	「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）に基づく特定事業者の省エネルギーに関する努力目標（エネルギー消費量年平均1%削減）を達成するものとしてエネルギー起源CO ₂ 排出量に当てはめ、原単位で2030（令和12）年度に2016（平成28）年度比14%削減されると設定
C	【太陽光発電】 「固定価格買取制度・情報公表」用ウェブサイト」（経済産業省・資源エネルギー庁）や、「藤枝市環境基本計画策定に関するアンケート調査」（2015（平成27）年、2019（令和元）年）から、藤枝市において現状の導入状況及び今後の導入意向を把握し、これらの傾向から2030（令和12）年度の発電出力量を推定後、これに係数1,100を乗じて算出した推定年間発電量に2030（令和12）年度の電気のCO ₂ 排出係数（0.000370t-CO ₂ /kWh）を乗じて設定
D	【太陽光発電以外の再生可能エネルギー発電】 「藤枝市環境基本計画策定に関するアンケート調査」（2015（平成27）年、2019（令和元）年）から、2013（平成25）年度以降に設置された又は設置が計画されている発電施設（小水力発電、バイオマス発電）の計画年間発電量や、強制循環型太陽熱利用システムの導入、2030（令和12）年度の電気のCO ₂ 排出係数（0.000370t-CO ₂ /kWh）を乗じて設定
E	【環境負荷の小さい供給電力の選択】 現状年度（2016（平成28）年度）と2030（令和12）年度の電気のCO ₂ 排出係数より、電力の使用によるCO ₂ 排出量が24%削減されると想定して設定
F	【省エネ機器・新エネルギー機器の導入】 「藤枝市環境基本計画策定に関するアンケート調査」（2015（平成27）年、2019（令和元）年）から、藤枝市において現状の導入状況及び今後の導入意向を把握し、これらの傾向から2030（令和12）年度の導入量を設定
G	2013（平成25）年度の一般廃棄物焼却処理量の実績値から、「一般廃棄物処理基本計画」（2017（平成29）年3月）」で設定した目標が達成された場合に推定される2030（令和12）年度における一般廃棄物焼却処理量の削減量に、現状年度（2016（平成28）年度）の廃プラスチック混入比率及びCO ₂ 排出係数を乗じて設定

4-2 削減目標

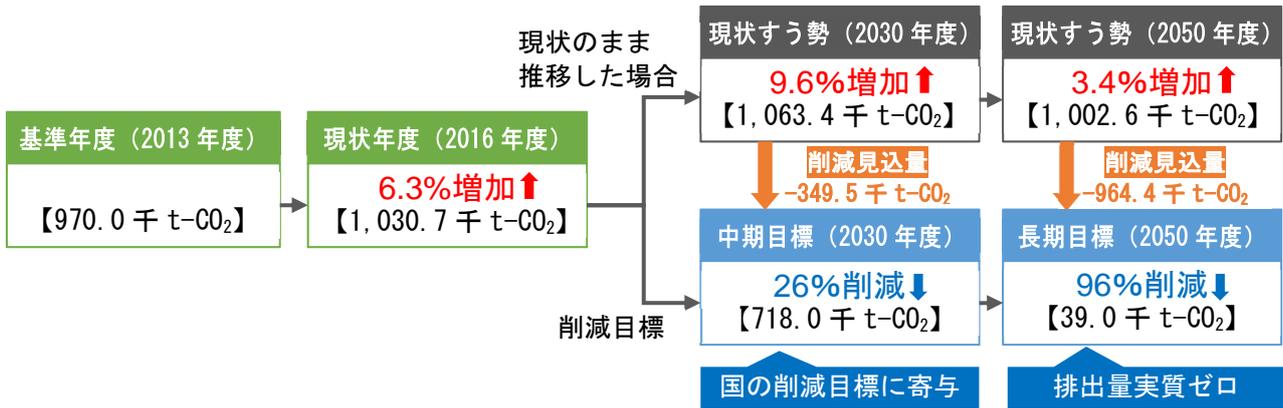
■中期目標：2030（令和12）年度に温室効果ガスを26%削減

削減対策を講じない場合（現状すう勢）の排出量から、削減見込量の推計結果を踏まえて、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を、基準年度（2013（平成25）年度）から **26%削減** します。

この削減目標が達成されることにより、国の「地球温暖化対策計画」の削減目標である2013（平成25）年度比26%の削減に寄与し、最終的にはパリ協定の目標達成（産業革命前からの気温上昇を2.0°C未満にする（1.5°C未満になるよう努力する））にも近づきます。

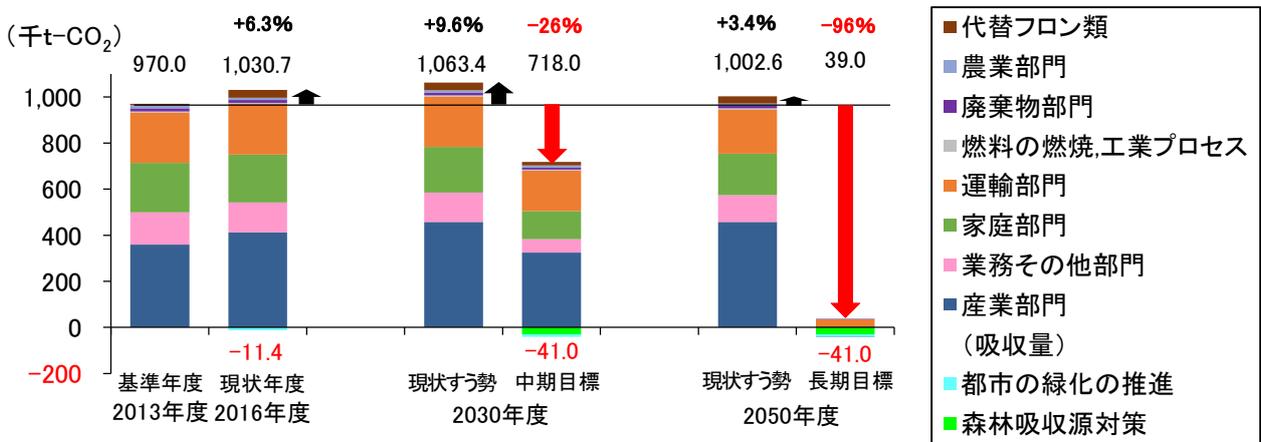
■長期目標：2050（令和32）年度に温室効果ガスを実質排出ゼロ

本市では、2050（令和32）年度における脱炭素社会の実現を目指し、市内全域からの温室効果ガス排出量を森林や緑地の温室効果ガス吸収量以下に抑えるため、2050（令和32）年度の温室効果ガス排出量（吸収量を含まない）を、基準年度（2013（平成25）年度）から **96%削減** します。これにより、**温室効果ガスの排出実質ゼロの「ゼロカーボンシティ」**を目指します。



注) 中期目標、長期目標の削減目標は、削減見込量以下の整数となるように設定しました。

温室効果ガス排出量の現状すう勢・削減見込量・削減目標の関係



部門別温室効果ガス排出量の削減目標 (単位: 千 t-CO₂)

部門	年度	2013	2016	2030		2050	
		(H25) 年度	(H28) 年度	現状すう勢	中期目標 (基準年度比)	現状すう勢	長期目標 (基準年度比)
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	359.8	412.5	457.2	325.2 (-9.6%)	457.2	1.3 (-99.6%)
	業務その他部門	139.1	129.1	128.1	58.1 (-58.2%)	116.6	0.0 (-100.0%)
	家庭部門	215.4	207.8	198.0	122.1 (-43.3%)	180.1	0.0 (-100.0%)
	運輸部門	218.3	220.0	218.7	175.2 (-19.7%)	191.4	34.7 (-84.1%)
	小計	932.7	969.4	1,001.9	680.6 (-27.0%)	945.3	35.9 (-96.1%)
エネルギー起源以外	燃料の燃焼・工業プロセス	4.7	4.5	5.1	4.2 (-9.7%)	5.1	1.0 (-77.7%)
	廃棄物部門	12.7	12.2	12.2	8.1 (-36.2%)	11.1	0.1 (-99.5%)
	農業部門	14.5	10.4	10.4	10.3 (-28.8%)	10.4	2.0 (-86.5%)
	代替フロン等	5.4	34.0	33.8	14.7 (-170.8%)	30.7	0.0 (-100.0%)
小計	37.3	61.3	61.5	37.4 (-0.2%)	57.3	3.1 (-91.8%)	
排出量合計 (吸収量除く)	970.0	1,030.7	1,063.4	718.0 (-26.0%)	1,002.6	39.0 (-96.0%)	
森林等による吸収量	森林吸収源対策	-	-0.9	-	-29.6	-	-29.6
	都市の緑化の推進	-	-10.5	-	-11.4	-	-11.4
	小計	-	-11.4	-	-41.0	-	-41.0
排出量 - 吸収量	-	1019.6	-	677.0	-	-2.0	

注1) 端数処理の関係上、各項目の和が合計値と合わない場合があります。

注2) 森林吸収源対策による吸収量は、基準年度(2013(平成25)年度)以降に間伐等の森林吸収源対策を実施した面積(森林経営活動面積)から設定しました。

第5節 地球温暖化対策の取組（緩和と適応）

5-1 「緩和」と「適応」の2つの温暖化対策

地球温暖化対策には、大きく分けて「緩和」と「適応」の2つがあります。

「緩和」は、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入などにより、温室効果ガスの排出を抑制することです。今まで本市で取り組んできた地球温暖化対策は、その多くが緩和の取組になります。

しかし、地球温暖化による影響は既に現れてきており、例えば温室効果ガスの排出が今すぐになくなったとしても、大気中に蓄積された温室効果ガスによる影響は今後も続くと言われています。そのため、地球温暖化による影響に備えた対策をあらかじめ行い、自然や人間社会のあり方を調整するのが「適応」です。



「緩和」と「適応」

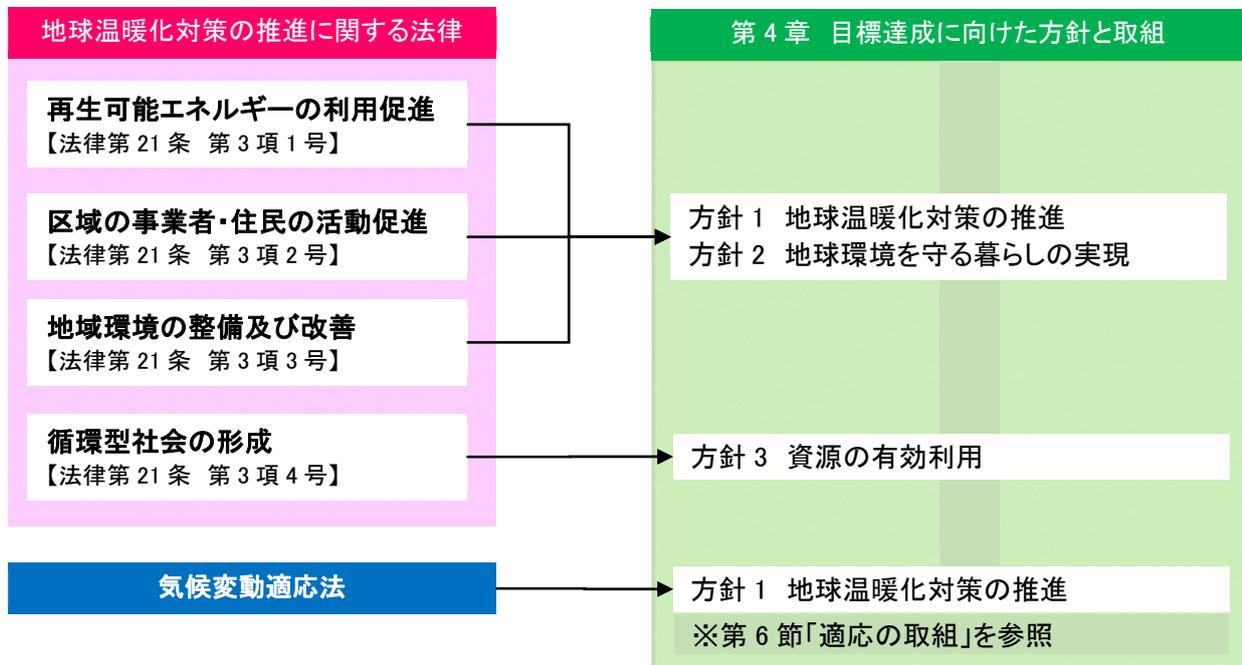
【資料：気候変動適応情報プラットフォーム】

5-2 「地球温暖化対策推進法」と「気候変動適応法」に基づく取組

緩和については「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める義務的記載事項として、4つの分野について取組を掲載します。

適応については、「気候変動適応法」及び「気候変動適応計画」に基づいて取組を掲載します。

なお、「第4章 目標達成に向けた方針と取組」の中でも緩和に関する取組を掲載していることから、ここでは対応する方針を図示するとともに、適応に関しては取組内容を掲載します。



「地球温暖化対策の推進に関する法律」と「気候変動適応法」に基づく取組

第6節 適応の取組

6-1 適応計画の分野・項目の選定

国の「気候変動適応計画」では、「農業、森林・林業、水産業」や「国民生活・都市生活」など7つの分野について、影響評価の結果を表のとおり整理しています。この結果を踏まえ、本市では以下の2つの基準（★1、★2）により選定した項目について注目し、適応のための取組を検討・実施していきます。

本市が取り組む適応計画の分野・項目の選定（1）

分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	選定項目	
農業、森林・林業、水産業	農業	水稻	◎	◎	◎	★1	
		果樹	◎	◎	◎	★1	
		土地利用型作物（麦、大豆、飼料作物等）	◎	△	△		
		園芸作物（野菜）	-	△	△	★2	
		畜産	◎	△	△		
		病害虫・雑草・動物感染症	◎	◎	◎	★1	
		農業生産基盤	◎	◎	△		
		食品・飼料の安全確保（穀物等の農産品及びその加工品、飼料）	未記載	未記載	未記載		
	林業	山地災害、治山・林道施設	土石流・地すべり等	◎	◎	△	★2
			高潮・高波	◎	◎	◎	
			海岸侵食	◎	△	△	
			水供給（地表水）	◎	◎	△	
		人工林	木材生産（人工林等）	◎	◎	□	
			人工林	◎	△	△	
		天然林	自然林・二次林	◎	△	◎	
		病害虫		未記載	未記載	未記載	
	特用林産物	特用林産物（きのこ類等）	◎	◎	□		
	水産業	海面漁業	回遊性魚介類（魚類等の生態）	◎	◎	△	
			海洋生態系	◎	△	□	
			沿岸生態系	◎	◎	△	
		海面養殖業	増養殖等	◎	◎	□	
			海洋生態系	◎	△	□	
			沿岸生態系	◎	◎	△	
		内水面漁業・養殖業	増養殖等	◎	◎	□	
淡水生態系			◎	△	□		
造成漁場		増養殖等	◎	◎	□		
		漁港・漁村	海面上昇	◎	△	◎	
	高潮・高波		◎	◎	◎		
海岸侵食	◎		△	△			
その他	地球温暖化予測研究、技術開発	未記載	未記載	未記載			
	将来予測に基づいた適応策の地域への展開	未記載	未記載	未記載			
農林水産業従事者の熱中症	死亡リスク	◎	◎	◎	★1		
	熱中症	◎	◎	◎	★1		
鳥獣害	野生鳥獣による影響（生態系への影響）	◎	◎	-			
	分布・個体群の変動	◎	◎	◎	★1		
世界食糧需給予測		未記載	未記載	未記載			
水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖	◎	△	△		
		河川	◇	□	□	★2	
		沿岸域及び閉鎖性海域	◇	△	□		
	水資源	水供給（地表水）	◎	◎	△		
		水供給（地下水）	◇	△	□		
	水需要	◇	△	△			

注は次ページ参照

本市が取り組む適応計画の分野・項目の選定（2）

分野	大項目		小項目	重大性	緊急性	確信度	選定項目	
自然生態系	陸域生態系	高山帯・亜高山帯	生態系への影響	◎	◎	△		
		自然林・二次林	生態系への影響	◎	△	◎		
		里地・里山生態系	生態系への影響	◇	△	□		
		人工林	生態系への影響	◎	△	△		
		野生鳥獣による影響	生態系への影響	◎	◎	-		
		物質収支	生態系への影響	◎	△	△		
	淡水生態系	湖沼	生態系への影響	◎	△	□		
		河川	生態系への影響	◎	△	□		
		湿原	生態系への影響	◎	△	□		
	沿岸生態系	亜熱帯	生態系への影響	◎	◎	△		
		温帯・亜寒帯	生態系への影響	◎	◎	△		
	海洋生態系			生態系への影響	◎	△	□	
				生態系サービスへの影響	◎	-	□	
	生物季節				生態系への影響	◇	◎	
分布・個体群の変動	在来種	生態系への影響	◎	◎	◎	★1		
	外来種	生態系への影響	◎	◎	△			
自然災害・沿岸域	水害		洪水	◎	◎	◎	★1	
			内水	◎	◎	△	★2	
			高潮・高波	◎	◎	◎		
	高潮・高波等		海面上昇	◎	△	◎		
			高潮・高波	◎	◎	◎		
			海岸侵食	◎	△	△		
	土砂災害		土石流・地すべり等		◎	◎	△	★2
	その他（強風等）		強風等		◎	△	△	★2
健康	暑熱		死亡リスク	◎	◎	◎	★1	
			熱中症	◎	◎	◎	★1	
	感染症		節足動物媒介感染症	◎	△	△	★2	
			水系・食品媒介性感染症	-	-	□		
			その他の感染症	-	-	-		
	その他		温暖化と大気汚染の複合影響		-	△	△	★2
			脆弱集団への影響		-	◎	□	★2
臨床症状に至らない健康影響				-	□	□		
産業・経済活動	産業・経済活動		製造業	◇	□	□		
			エネルギー需給	◇	□	△	★2	
			商業	-	-	□		
			建設業	-	-	-		
			医療	-	-	-		
	金融・保険		金融・保険		◎	△	△	
	観光業		観光業		◎	△	◎	
その他の影響		その他の影響（海外影響等）		-	-	□		
国民生活都市生活	インフラ、ライフライン		水道、交通等	◎	◎	□	★2	
	文化・歴史		生物季節	◇	◎	◎		
			伝統行事、地場産業	-	◎	□		
	その他		暑熱による生活への影響		◎	◎	◎	★1

注1) 重大性、緊急性、確信度の凡例は以下の通り。

- ・重大性 ◎：特に大きい ◇：「特に大きい」とはいえない -：現状では評価できない
- ・緊急性・確信度 ◎：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない

注2) 選定する項目

- ★1：国の適応計画で示される分野・項目のうち、「重大性」、「緊急性」、「確信度」がともに◎印と評価されたもの。なお、本市に関わりがない「高潮・高波」を除く
- ★2：★1以外の項目のうち、本市の地域特性を踏まえて適応策を実施する分野・項目

6-2 農業・林業に関する適応の取組

項目	影響予測	適応策
果樹	◇気温の上昇に伴い、柑橘類、梨、桃、ぶどうなど、本市で栽培されている果樹の栽培適地ではなくなる可能性があります。	◆農業者による栽培技術の研究・習得の取組を支援します。
園芸作物（野菜）	◇高温による野菜の生育障害の発生が予測されています。	◆環境制御設備を有する施設園芸ハウスの整備に対して支援を行います。
病害虫・雑草・動物感染症	◇病害虫の発生域の拡大や変化が予測されています。	◆農業者による栽培技術の研究・習得の取組を支援します。
林業（山地災害、治山・林道施設）	◇気温上昇に伴う局地的豪雨による災害リスクが高まっています。	◆地すべり防止・治山・林道施設及びその周辺のパトロールにより、各施設の維持管理、警戒避難体制等に適切な措置を講じ、災害に備えます。
農林業従事者の熱中症	◇気温の上昇する夏季に熱中症が発生し、重症化すれば死亡するリスクがあります。	◆ポスター掲示などによる農業者への周知・意識啓発をします。 ◆熱中症予防の啓発をします。 ◆夏季に実施する出前講座（健康講座・食育講座）において、熱中症に関する講座を実施します。

6-3 水環境・水資源・自然生態系・自然災害に関する適応の取組

	影響予測	適応策
水環境（河川）	◇渇水期に BOD、pH などの値が上昇する傾向がみられますが、因果関係は確認されていません。	◆合併処理浄化槽の普及、公共下水道への接続により、水質向上を図ります。
水害・土砂災害	◇気温上昇による局地的豪雨による災害リスクが高まっています。	◆水防訓練により、水防活動の指揮系統徹底と技術の向上及び水防に対する意識の向上を図り、災害に備えます。 ◆急傾斜地パトロール等により、擁壁や法枠等の土砂災害防止施設を点検し、災害に備えます。 ◆「藤枝市国土強靱化地域計画」に基づく自然災害対策を推進します。 ◆AI・ICT を活用した雨量・水位監視システムの充実・強化を図ります。 ◆マイタイムラインの作成支援を行います。 ◆内水氾濫に備えたハザードマップの作成や GIS による情報展開を行います。 ◆ハザードマップについて周知します。
その他強風等	◇強風や強い台風の増加などが予測されています。	◆暴風警報時待機など、現行の防災体制の中で対応します。

6-4 健康に関する適応の取組

	影響予測	適応策
暑熱	◇気温の上昇する夏季に熱中症が発生し、重症化すれば死亡するリスクがあります。	◆熱中症予防を啓発します。 ◆夏季に実施する出前講座（健康講座・食育講座）において、熱中症に関する講座を実施します。
感染症	◇デング熱などの感染症を媒介する蚊（ヒトスジシマカ）の生息域が拡大すると想定されます。	◆近隣や本市で発生の際、国立感染症研究所のマニュアルに基づき対応します。
その他（温暖化と大気汚染の複合影響、脆弱集団への影響）	◇都市部でのオキシダント濃度上昇に伴う健康被害の増加が想定されます。 ◇高齢者、幼児などは気温の上昇の影響を受けやすいとされています。	◆静岡県が例年、光化学オキシダントが高濃度となりやすい期間を「光化学オキシダント監視強化期間」と設定し、監視体制を強化し対策を行います。 ◆高齢者を対象に夏季に実施する出前講座（健康講座・食育講座）において、熱中症に関する講座を実施します。

6-5 産業・経済活動、国民生活・都市生活に関する適応の取組

	影響予測	適応策
産業・経済活動（エネルギー需給）	◇エネルギー需要分野においては、現時点で気候変動が及ぼす影響についての研究事例が少ない状況です。	◆エネルギー需要分野への影響について科学的知見の集積を図ります。 ◆市内各分野におけるエネルギー起源二酸化炭素排出量を把握します。
インフラ、ライフライン（水道、交通等）、その他（暑熱による生活への影響）	◇短時間強雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加などが進めば、インフラ・ライフラインに影響が及ぶことが懸念されます。 ◇渋滞や舗装老朽化に伴う二酸化炭素排出量の増加が想定されます。 ◇建築物や舗装によるヒートアイランド現象が既に生じています。	◆低炭素なまちづくり、ヒートアイランド対策において、緑の基本計画に基づく緑化、緑地推進などにより対応します。 ◆幹線道路網の整備と舗装改良の推進を行います。 ◆都市公園の整備による緑化推進と既存緑地の適正管理を行います。 ◆COOL CHOICE 事業を推進します。 ◆グリーンカーテンを推進します。

6-6 総合的な適応の取組

「静岡県気候変動適応センター」（静岡県環境衛生科学研究所）と連携しながら、適応の取組を推進します。また、気候変動による影響の現状について情報が不足していることから、庁内関係各課と連絡を密にし、情報の蓄積を行うとともに、横断的な施策を推進していきます。

第6章

計画の推進と 進行管理

第1節 計画の推進体制

第2節 計画の進行管理

第1節 計画の推進体制

本計画の目標達成に向けた取組を着実に実行するため、市民・事業者・行政が協働し、下記の推進体制で取り組みます。

また、本計画に基づく施策や取組の実施状況を把握・評価し、今後の取組に活用します。

1-1 市民・事業者（町内会、市民団体、NPOを含む）

市民（環境衛生自治推進協会、自治会・町内会、市民団体、NPO、エコマイスター、環境マイレージ取得者など）及び事業者（藤枝市環境保全協議会、エコアクション21取得事業者など）において、本計画の「第4章 目標達成に向けた方針と取組」で示された取組事例の実践に加え、環境活動レポートやウェブサイト、広報などに公表される本計画の進行管理結果に目を通し、必要に応じて意見を述べます。

1-2 行政

■行政経営会議（環境推進本部会議）

計画に関する策定方針並びに計画案の確定までの各段階の意志決定及び進行管理を行います。

また、計画に基づく政策の推進に関する決定及び環境関連施策の調整・協議・決定を行います。

■環境行動推進会議

各部局内の環境マネジメントの実務者である課長職（エコアップマネージャー）で組織し、環境関連事業・施策に関する進行管理を行います。

■各部局

計画に基づく事業・取組を実施するとともに、進捗状況の把握、状況に応じた見直しを行います。

■事務局（環境政策課）

計画の進捗状況や目標の達成状況の把握、関連情報の提供など環境基本計画全体の進行管理を行います。

1-3 藤枝市環境審議会

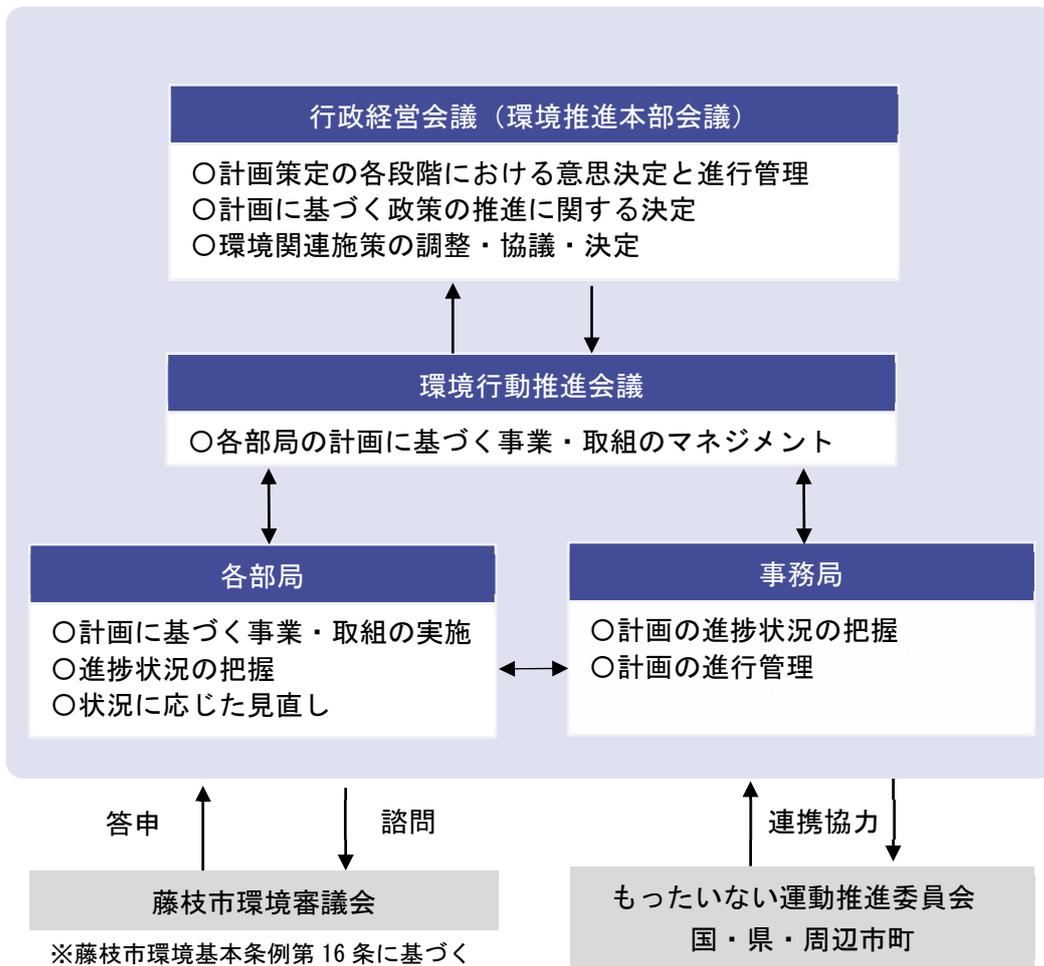
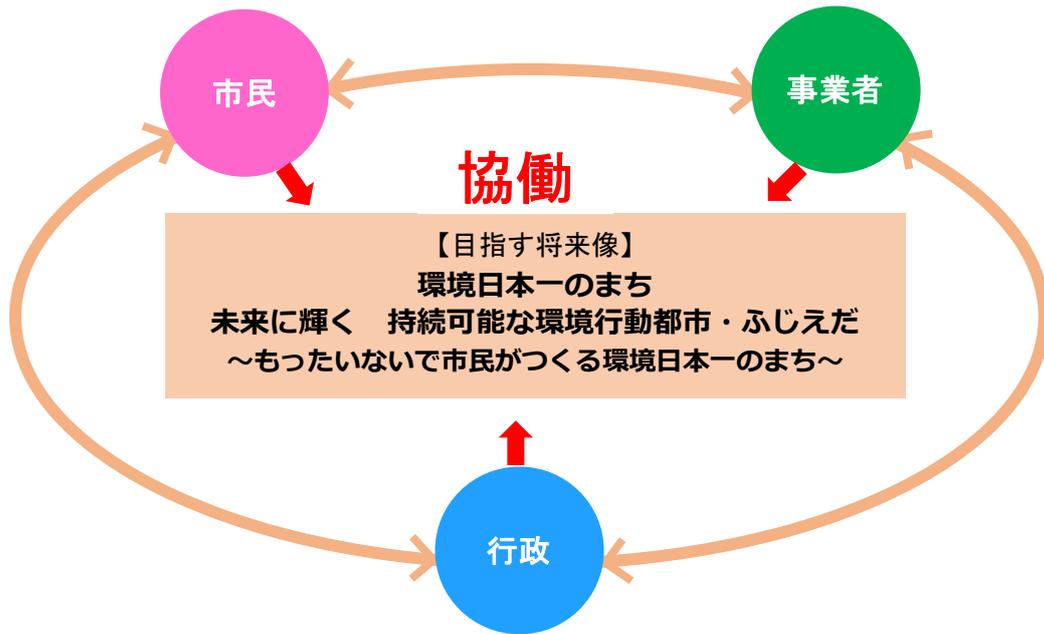
「藤枝市環境基本条例」第16条の規定に基づいて設置され、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査・審議します。学識経験者及び関係行政機関職員で構成されます。

1-4 もったいない運動推進委員会

市民代表・市民団体・事業者代表・事業者団体・行政で組織し、もったいない運動を協働で行う事業について意見交換や調整を行います。

1-5 国・県・周辺市町

環境問題は、国や県、周辺市町と連携して広域にわたる取組が必要となります。こうした施策については、関係行政機関と十分な連携を図りながら対応します。



計画の推進体制

第2節 計画の進行管理

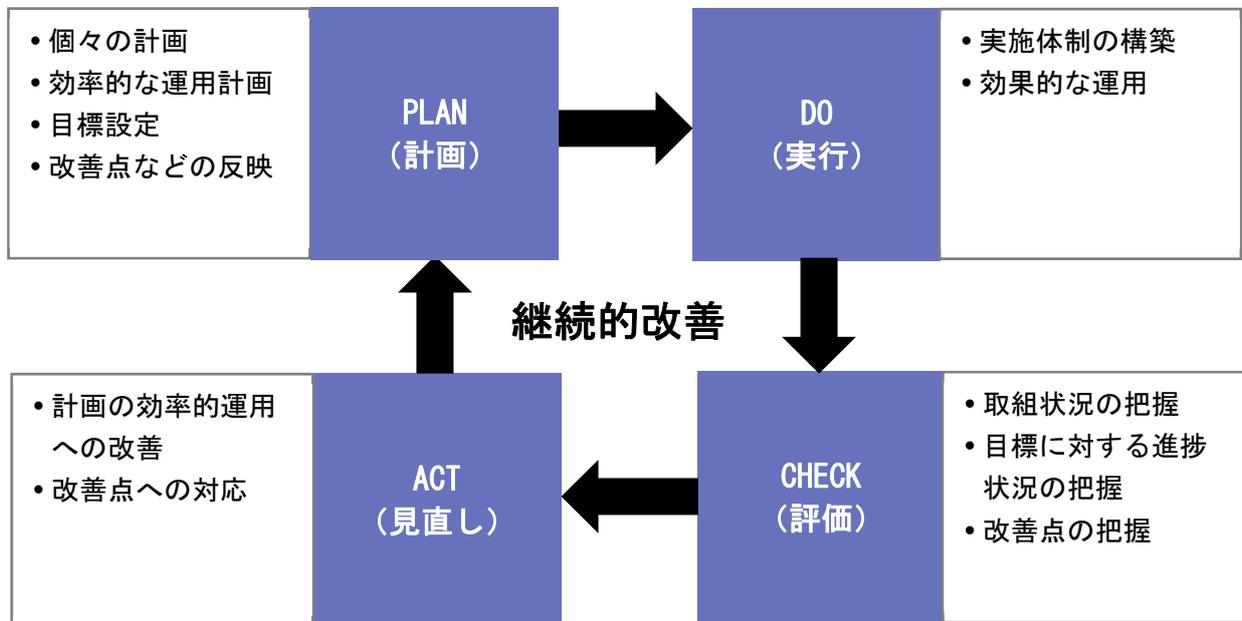
■PDCA サイクルによる管理

本計画の進行管理は、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACT（見直し）のPDCAサイクルを用いて、計画を継続的に改善・管理します。このPDCAサイクルを用いた管理システムには、事務事業に伴う環境負荷の低減や事業効率の向上などのメリットがあり、事業の継続的な推進を図ることができます。

藤枝市役所では、2008（平成20）年3月から継続してエコアクション21の認証を受けており、環境省策定のガイドラインに則った効率的かつ効果的な管理を行います。

■結果の公表

計画の進捗状況を把握し、環境指標による評価を行います。その結果は毎年、環境審議会に報告後、公表します。



計画の推進体制